

平成 2 8 年度

京丹後市外部評価報告書

京丹後市行政評価委員会

〈 目 次 〉

はじめに	1
1 外部評価の実施について	2
(1) 外部評価の視点	2
(2) 京丹後市行政評価委員会委員名簿	3
(3) 外部評価の対象	4
(4) 京丹後市行政評価委員会会議経過	6
2 外部評価結果（総括）	7
(1) 行政評価について	7
(2) 歳出抑制について	8
3 外部評価結果（施策別）	9
(1) 外部評価結果の個別票	10
1. 四季を通じた滞在型観光の促進	10
2. 新エネルギーの有効活用	17
3. 地域ぐるみの消防・防災体制の充実	21
4. きれいな水を美しくかえす上下水道の整備	28
5. 生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進	32
6. コミュニティ活動の充実による地域活性化	37
4 資料	41
(1) 外部評価の実施目的	41
(2) 外部評価の実施方法	41
(3) 京丹後市行政評価委員会設置要綱	42

はじめに

10年目を迎える京丹後市の外部評価は、平成21年度から施策評価として実施し、第1次京丹後市総合計画のもと、全施策を1回以上評価してきました。平成26年度は、総合計画の切り替えの時期であったことから外部評価は休止されましたが、平成27年度には第2次京丹後市総合計画のもとでの行政評価を再開し、今年度はその2年目となります。この外部評価の実施は、行政評価の基本となる自己評価に客観性を担保するとともに、内部からは出にくい意見やアイデアを外部委員の視点から指摘、提案することで、行政運営の透明性を担保し、効率的・効果的な施策展開、事務事業の実施に向け、市民の声が反映されることと期待し、実施するものです。

今年度の京丹後市行政評価委員会は、公募委員として応募・選任された2名を含め、7名の委員で構成されています。今年度は京丹後市の34施策のうち、「四季を通じた滞在型観光の促進」、「新エネルギーの有効活用」、「地域ぐるみの消防・防災体制の充実」、「きれいな水を美しくかえす上下水道の整備」、「生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進」、「コミュニティ活動の充実による地域活性化」の6施策を評価の対象としました。委員の皆さんが、それぞれの知識や経験を活かし、活発な議論が行われました。外部評価の視点としては、行政評価と歳出抑制という2つの視点を持ち、それぞれの視点から議論を行いました。

この外部評価が京丹後市の行政評価の改善につながり、計画や予算の改善に寄与することを期待し、京丹後市行政評価委員会として外部評価報告書をまとめ、提出します。

平成28年12月

京丹後市行政評価委員会

1 外部評価の実施について

(1) 外部評価の視点

市が実施した施策の内部評価結果に基づき、次のとおり行政評価の視点と歳出抑制の視点から議論を行いました。

① 行政評価の視点

(ア) 施策目的について

- ・ 施策方針（めざす姿）の内容が明確にかつ分かりやすく示されているか
- ・ 施策における将来のビジョンが明確にかつ分かりやすく示されているか
- ・ 事業構成が有効か（施策方針から行政の主な取組へ、行政の主な取組から事務事業へ分かれていく流れが、うまくつながっているか）
- ・ 指標及び目標値の設定内容が妥当か

(イ) 施策の進捗状況について

- ・ 内部評価結果（施策の進捗状況）が妥当か（何らかの事例や指標等により客観的に分析されているか）

(ウ) 施策展開について

- ・ 内部評価結果（施策展開の考え方）が妥当か
- ・ 行政の主な取組と施策を構成する事務事業が過不足のないものになっているか
- ・ 施策や事務事業について改善点がないか

② 歳出抑制の視点

- ・ 事務事業の見直しや、実施方法の検討など事務事業の効率化により歳出抑制・歳入確保の可能性やアイデアはないか

※ 今後、普通交付税等の合併算定替による加算額（市町村合併による特例措置）がなくなり、大幅な歳入の減少が見込まれる中で、必要な事業であっても、費用対効果の点で問題がない事業であっても、評価対象施策の中であえて縮小・再編するとすればという視点から可能性やアイデアを提案。

(2) 京丹後市行政評価委員会委員名簿

役職	氏 名	備 考
委 員 長	富野 暉一郎	福知山公立大学 副学長
副委員長	森本 賢一郎	京丹後市区長連絡協議会から推薦
委 員	宇野 浩二	近畿税理士会峰山支部から推薦
委 員	和田 直子	京丹後市商工会（女性部）から推薦
委 員	櫛田 啓	一般社団法人京丹後青年会議所から推薦
委 員	山副 孝義	公募委員
委 員	吉岡 秀巳	公募委員

(3) 外部評価の対象

第2次京丹後市総合計画に掲げる34施策のうち、次の6施策について、評価を行いました。

基本方針（政策）			
No	計画項目（施策）	施策分野	評価対象
1. 産業基盤の維持・発展を図るとともに京丹後型「新グリーン経済」を構築します			
1	新経済戦略による「新グリーン経済」の構築	商工業・雇用	平成27年度実施
2	地域特性を活かした農林業の振興	農林業	
3	つくり育てる漁業・海業の振興	漁業・海業	平成27年度実施
2. 京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります			
4	四季を通じた滞在型観光の促進	観光	○
5	「スポーツ観光」による交流と経済の活性化の推進	スポーツ	
3. 次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります			
6	美しい自然環境の次代への継承	自然環境	平成27年度実施
7	新エネルギーの有効活用	新エネルギー	○
8	ごみ・廃棄物の適正処理	ごみ・廃棄物	
9	循環型社会の構築	循環型社会	
4. 生涯現役で活躍する健康長寿社会を形成します			
10	大長寿を享受できる健康づくりの推進	健康	平成27年度実施
11	地域包括医療・ケア体制の充実	医療・保険	
5. 災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります			
12	地域ぐるみによる消防・防災体制の充実	消防・防災	○
13	防犯・交通安全対策の推進	防犯・交通安全	
6. 地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します			
14	計画的な土地利用の推進	土地利用	平成27年度実施
15	北近畿新時代への飛躍する道路ネットワークの充実	道路	
16	安全でうるおいのある住環境の整備	住宅	平成27年度実施
17	まちの活性化を図る公共交通の充実	公共交通	
18	きれいな水を美しくかえす上下水道の整備	上下水	○
19	情報基盤を活用した市民サービスの向上	情報	

基本方針（政策）			
No	計画項目（施策）	施策分野	評価対象
7. 支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します			
20	共に生き、支え合い、助け合う地域福祉の推進	地域福祉	
21	地域の中で共に生きる障害者福祉の推進	障害者福祉	平成27年度実施
22	生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進	高齢者福祉	○
8. 参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます			
23	市民協働によるまちづくりの推進	市民協働	
24	人権を尊重するまちづくりの推進	人権	
25	男女共同参画社会の形成	男女共同参画	
26	コミュニティ活動の充実による地域活性化	地域振興	○
27	国際交流による多文化共生と地域間連携の活性化	国際・地域間連携	平成27年度実施
9. 夢と希望を持って、未来に飛躍する人づくりを進めます			
28	子育て支援の総合的な推進	子育て支援	
29	未来を拓く学校教育の充実	学校教育	
30	多様な学びを支援する社会教育の充実	社会教育	
31	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進	芸術・文化	
10. 「幸福」を中心軸に据え総合計画の実現に向けた行財政運営			
32	幸福度指標を活用した施策点検		
33	効率的・効果的な行財政運営		
34	その他基礎的な事務事業		
評価件数			6 施策

※ 施策に対する外部評価（平成21年度から実施）については、今年度から2巡目の評価となることから、1巡目の外部評価から年数が経った（平成21・22年度に外部評価を行った）施策の中から6施策を今年度の評価対象施策として選定しました。

※ 平成24年度の外部評価結果を受け、毎年度外部委員により「教育委員会活動の点検及び評価」を行っている教育関連施策（No. 28～31）については、外部評価の対象外としました。

(4) 京丹後市行政評価委員会会議経過

回・開催日	内 容
第1回委員会 平成28年 8月9日	・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 評価の仕方についての説明 ・ 評価（ヒアリング）の実施 （1）新エネルギーの有効活用 （2）きれいな水を美しくかえす上下水道の整備
第2回委員会 8月26日	・ 第1回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （3）生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進
第3回委員会 10月7日	・ 第2回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （4）コミュニティ活動の充実による地域活性化 （5）地域ぐるみの消防・防災体制の充実
第4回委員会 10月25日	・ 第3回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 評価（ヒアリング）の実施 （6）四季を通じた滞在型観光の促進
第5回委員会 11月15日	・ 第4回委員会評価施策の再評価及びまとめ ・ 外部評価報告書（案）の検討

※ 9月20日に予定していた第3回委員会は、台風の接近により中止となり、当初の委員会開催予定回数より1回少ない回数の開催となりました。

2 外部評価結果（総括）

京丹後市行政評価委員会では、6施策の内部評価結果に対する評価を実施した結果、「内部評価については、全体的におおむね妥当」と評価しました。総括として、「外部評価の視点」の項目ごとに次のとおり報告します。京丹後市においては、普通交付税の合併特例の遡減が始まっており、今後大幅な歳入の削減に対応し、持続可能な財政構造にしていくためには、これまでとは異なる視点からの事務事業の見直しや、従来からの発想にとらわれない事務事業の改善、効率化などを検討していく必要があります。

今回の評価対象施策に限らず、施策全般に対する意見として、これらの意見にご留意いただき、今後施策の点検や事務事業の見直しに役立てられることを期待します。

（1）行政評価について

ア 施策方針について

この項目では、施策方針とそれを実現するための事務事業の構成、また施策を進める上での目標値の設定などについて委員会としての意見をまとめています。

施策方針については、一部の施策においては、今後、施策を進める上で、コスト面について考慮し事務事業を実施すべき部分があると意見を付した部分もありますが、今回評価を行った6つの施策ともおおむね妥当と判断しました。また、施策を進める上での目標値の設定について検討を求める部分や、施策方針として更に力をいれて取り組むべき事項について、委員会としての意見を付しています。

イ 施策の進捗状況について

この項目では、施策の進捗状況に対する内部評価結果について、その評価が妥当か、また、施策の目標値として掲げられた項目以外についても、委員会としての意見をまとめています。

各施策とも施策全体としては、おおむね順調に進捗していると判断しました。ただし、個別の取り組みなどに関しては、今後更に力を入れるべき事項

や、今後の取組方法について一部意見を付しています。また、一部の事業においては個別の事業の進捗状況を判断する資料が不足していました。

ウ 施策展開について

この項目では、施策の展開について、個別の事務事業の実施や施策を展開する際に委員会として、行政に対し意見を付すべき項目について、委員会としての意見をまとめています。

各施策とも、今後の施策展開を図るうえで、事務の効率化やより効果的な取組になるよう、委員会からの意見を付しました。今後の施策の展開においては、社会情勢の変化や費用対効果、事業の必要性等を常に検証し、事業の縮小や廃止を含めた検討、より効果的な取組の検討など不断の見直しが必要です。

(2) 歳出抑制について

この項目では、今後歳入の減少は明白な中、成果・効果のある事業、必要な事業であっても、縮小・再編することを考えた場合のアイデアや、内部からの意見としては出にくい意見を外部委員会からの提案としてまとめています。

委員会としては、歳出の削減と、財源の効率的な活用は避けて通れない課題としてとらえ、各施策に対する意見を付しています。委員会からの提案内容については、歳入が大きく減少する中で、持続可能な財政運営を行うため、個別の事業に対する具体的な改善を求める形ではなく、今後の施策の展開を図るうえでの抑制に向けた内容を提案しています。委員会からの提案を議論のきっかけとして受け止め、行政だけでなく市民も含めた市全体で問題意識を持ち、しっかりと議論を行うことで、持続可能な行財政運営に努めて頂くことを期待します。

3 外部評価結果（施策別）

（１） 外部評価結果の個別票

各施策の外部評価結果は、次ページからの個別票のとおりです。

※ 施策毎に、京丹後市行政評価委員会による『外部評価結果』と行政内部で評価し作成された『施策評価・進捗管理調書（内部評価結果）（以下、「施策評価調書」という）』を付けています。

No.	施策名	内容	ページ番号
1	四季を通じた滞在型観光の促進 ＜観光＞	外部評価結果	10～11
		施策評価調書	12～16
2	新エネルギーの有効活用 ＜新エネルギー＞	外部評価結果	17
		施策評価調書	18～20
3	地域ぐるみによる消防・防災体制の充実 ＜消防・防災＞	外部評価結果	23
		施策評価調書	24～27
4	きれいな水を美しくかえす上下水道の整備 ＜上下水＞	外部評価結果	28
		施策評価調書	29～31
5	生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進 ＜高齢者福祉＞	外部評価結果	32
		施策評価調書	33～36
6	コミュニティ活動の充実による地域活性化 ＜地域振興＞	外部評価結果	37
		施策評価調書	38～40

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 1）

計画項目 （施策）	四季を通じた滞在型観光の促進 ＜観光＞	所管部局 商工観光部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。	
	2 施策の進捗状況について 進捗状況については、内部評価は施策全体として「予定通り進んでいる」と判断しているが、宿泊者数、外国人宿泊者数の目標値に対する進捗に少し遅れがあることを指摘する。この数値目標の達成に向け、滞在型観光につながる取組を進め、今後の施策の進展に寄与されたい。	
	3 施策展開について 施策展開の考え方については、おおむね妥当と判断するものの、「四季を通じた滞在型観光の促進」に向けては、より効率的な施策展開のため、次の点に留意し、施策の展開を図っていただきたい。 （１）滞在型観光の促進に向け、夜型の観光を更に充実させることで、宿泊者数の増加につながるよう一層注力すべきである。 （２）今後、高齢者やハンディキャップのある方など対象とするユニバーサル観光を推進し、滞在型観光を促進するとともに、補助金制度の創設などそれに向けた施策の展開についても検討すべきである。 （３）教育旅行、合宿の誘致については、現状では実績が乏しいということもあり、今後、ジオパークの活用や久美浜湾でのカヌーの活用など体験型の観光メニューの充実を図るなど、一層注力すべきである。 （４）市内の観光拠点の連携による周遊型観光の促進に向け、国府と協力し道路網整備に向けた取組を進めるとともに、地元の方に地元のことを知ってもらう取組を強化し、口コミや SNS を活用した情報発信を積極的に取り組むべきである。	

行政評価の視点	(5) 広報については、デザイン、イメージに重点を置くことで、より訴求効果の高い広報になるよう努めるとともに、ブランディングによる高付加価値化などの取組も併せて検討いただきたい。
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について (1) 施設管理経費については、工夫と努力、新たな仕掛けづくりなど、施設管理経費の縮減に向け、検討していただきたい。 (2) 広報活動については、各種媒体を有効に活用し、費用対効果等の総合的なパフォーマンスを検証しながら取組を行うことで、効率的な方法による広報活動に努められたい。

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

第2次総合計画

基本方針(政策)	2	京丹後ならではの観光・交流で極上のふるさとをつくります
計画項目(施策)	4	四季を通じた滞在型観光の促進
＜施策分野＞		＜観光＞

所管部局	所管部局長の氏名
商工観光部	新井 清宏

1. 総合計画で掲げている目的など PLAN

施策の目的	優れた観光地としての魅力を磨き、年間を通じた観光誘客を促進し、交流人口の増加による本市経済の持続的な発展、地域の活性化を図ります。
施策方針(めざす姿)	豊かな自然、歴史・文化、世界認定を受けた山陰海岸ジオパーク、食材、温泉等、本市の豊富な資源を活かした観光地としての魅力をさらに磨き、交流人口の拡大によって、地域及び経済の活性化を図ります。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
第2次京丹後市観光振興計画	第1次計画の検証と見直しを行うことにより、これらの諸課題について対応し、観光立市の実現を目指すべく第2次計画を策定。市、観光関係団体、観光事業者、市民などが観光立市の実現という共通の目標に向かって、それぞれの立場で取り組むものとして位置づけ。	平成25年6月	平成25年度～平成29年度	
京丹後市新経済戦略	市内企業の経営安定・成長発展への支援、企業立地の推進など、商工業の振興を総合的に推進するための経済戦略。「第1次京丹後市総合戦略・後期基本計画」における「商工業の振興」の推進を担うアクションプランとして策定。	平成25年9月	平成25年度～	
京丹後市多文化共生推進プラン	様々な背景を持つ人々が、国籍や文化などのちがいを越え、ともに時間を過ごす仲間として“お互いを思いやる心”を大切に、まちづくりに参画できる多様な社会(多様性社会)の実現を目指し、多文化共生施策をより一層推進するため策定するもの	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	

PLAN

DO

※各事業の評価・課題については、別紙決算附属資料参照

CHECK

ACT

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧

行政の主な取組 ↓		決算額(単位:千円)			事務の改善
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性
事務事業名称・事業内容(実績)		担当課			
① 観光地としての魅力向上					
○ 世界認定を受けた山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。					
○ 自然や文化等の地域資源を最大限に活かした四季折々の体験観光を提供します。					
○ 「海の京都観光圏」の認定を踏まえ、区域内の関係者と連携し魅力ある観光地づくりを進めます。					
1	観光サイン整備管理事業	観光振興課			
市のイメージ及び自然景観に配慮した統一デザインによる観光サインを整備し、観光客の利便性の向上及び市のイメージアップを図り、誘客を促進する。		1,333	802	6,386	縮小
2	ほんもの体験観光のまち推進事業	観光振興課			
市内の個人・団体等が主体的に行う取組やイベント等、市のあらゆる地域資源を観光情報として発信し、着地型観光の推進と観光誘客を図る。		1,199	-	130	拡大
3	観光の魅力づくり推進事業	観光振興課			
観光の魅力づくりに寄与する事業に対して補助金を交付し、本市の美しい自然や景観等豊かな資源を活かした個性ある観光地づくりを推進する。		49,170	35,459	30,111	現状維持
4	海の京都推進事業	観光振興課			
日本の顔となるブランド観光地域を目指し、京都府及び北部5市2町が連携して取り組む「海の京都」関連事業を推進することにより、誘客と宿泊の促進を図る。		8,946	22,586	7,111	現状維持
5	ジオパーク推進事業	観光振興課			
ユネスコ世界ジオパーク「山陰海岸ジオパーク」の教育・学習活動への活用や普及啓発を行い、ジオツーリズム等ジオパーク活動を通じた地域活性化を図る。		17,043	15,644	9,536	現状維持
6	かぶと山園地整備事業	観光振興課			
「海の京都」京丹後市マスタープランに掲げた公園整備として、かぶと山展望台への動線整備等を行い、新たな誘客につなげるとともに地域の活性化を推進する。		6,916	4,104	11,200	拡大
7	かぶと山園地整備事業【明許繰越】	観光振興課			
「海の京都」京丹後市マスタープランに掲げた公園整備として、かぶと山展望台への動線整備等を行い、新たな誘客につなげるとともに地域の活性化を推進する。		-	5,825	-	—
8	自然公園管理事業	観光振興課			
市内の国立公園及び国定公園区域内にある京都府の公園施設等の適正な維持管理を行い、自然公園の環境保全及び活用を促進する。		13,372	13,207	15,237	現状維持
9	観光誘客促進事業【地方創生先行型交付金事業】【明許繰越】	観光振興課			
インバウンドのプロモーション及び外国人観光客受入環境整備の支援、映像配信やSNSを活用し観光資源、観光情報の発信等を行い、観光誘客の促進を図る。		-	41,811	-	—
10	地域活性化支援事業	スポーツ観光・交流課			
地域活性化及び観光振興に寄与するイベントについて支援を行い、観光客の誘致を促進する。		7,960	8,409	8,010	現状維持
11	日本一の砂浜海岸づくり推進事業	スポーツ観光・交流課			
年間を通じて賑わう日本一の砂浜海岸づくりのため、美しい砂浜海岸を保全するとともに、ビーチスポーツ等の活用を推進し、交流人口の増加と本市の活性化を図る。		74,745	10,216	6,065	縮小

12	日本一の砂浜海岸づくり推進事業【明許繰越】	スポーツ観光・交流課	-	81,555	2,441	—
年間を通じて賑わう日本一の砂浜海岸づくりのため、海の京都を象徴する小湊橋海岸から箱石海岸にかけて遊歩道を整備し、交流人口の増加と本市の活性化を図る。						
13	海浜等施設管理事業	スポーツ観光・交流課	7,000	8,674	12,288	現状維持
海水浴場等の観光関連施設の維持管理を行い、観光客の利便性及び快適性の向上を図るとともに、海岸地域の美化に努める。						
14	指定管理施設運営事業	スポーツ観光・交流課	109,470	109,028	135,752	現状維持
観光関連施設の管理運営を指定管理者へ委託し、民間事業者のノウハウを活用した適切な施設運営と維持管理を行う。						
15	指定管理施設大規模改修事業	スポーツ観光・交流課	303,402	33,946	34,760	現状維持
指定管理施設の必要な修繕・改修を実施することで、適切な維持管理を進める。						
16	観光等施設一般経費	スポーツ観光・交流課	14,317	12,863	14,819	現状維持
観光等施設の適切な維持管理により、観光客等の利用促進及び市民の憩いの場としての環境づくりを推進する。						
17	海浜施設環境整備事業【再編交付金活用事業】	スポーツ観光・交流課	-	3,272	-	終了・廃止
老朽化した海浜施設を整備することにより住民生活の利便性の向上及び市内観光産業の振興を図り、地域の活性化に資する。						
② 受け入れ態勢の充実						
○ 観光需要の高まるアジア圏をターゲットに外国人旅行客の積極的誘致に取り組みます。 ○ 団体旅行の受け入れ体制整備や、体験観光商品の販売システムづくりに取り組みます。						
18	水難対策事業	スポーツ観光・交流課	15,115	18,445	17,425	現状維持
救急時の連絡体制の整備や救命機器を備え、海水浴場の安全性を高める。						
19	観光誘客促進事業【地方創生先行型交付金事業】【明許繰越】【再掲】	観光振興課	-	41,811	-	—
インバウンドのプロモーション及び外国人観光客受入環境整備の支援、映像配信やSNSを活用し観光資源、観光情報の発信等を行い、観光誘客の促進を図る。						
20	観光・休憩所整備事業	観光振興課	-	3,651	-	拡大
本市への高速道路延伸に併せ、「観光・休憩所」整備について検討し、観光客へのおもてなし及び地域の活性化を推進する。						
③ 観光情報の効果的な発信						
○ 観光客のニーズを把握し、テーマ・ターゲットを絞込んだ効果的な情報発信に努めます。						
21	観光宣伝活動事業	観光振興課	5,769	9,468	2,192	現状維持
各種広報媒体の活用、イベントでのキャンペーン、広域観光団体との連携等によるPR活動により、本市の豊富な観光資源を発信し、観光客誘致の促進を図る。						
22	観光誘客促進事業【地方創生先行型交付金事業】【明許繰越】【再掲】	観光振興課	-	41,811	-	—
インバウンドのプロモーション及び外国人観光客受入環境整備の支援、映像配信やSNSを活用し観光資源、観光情報の発信等を行い、観光誘客の促進を図る。						
23	インバウンド推進事業	観光振興課	193	200	2,140	現状維持
外国からの旅行客誘致を促進し、四季に関係なく年間を通じた観光入込客の増加を目指す。						
24	教育旅行等誘致促進事業	観光振興課	325	236	131	現状維持
市内体育施設及び自然環境や伝統産業等の地域資源を活用し、学生合宿及び教育旅行の誘致を促進し、入込客及び宿泊客の増加を図る。						
25	フィルムコミッション推進事業	観光振興課	980	379	477	現状維持
映画、CM等の映像化による本市の全国的な知名度向上やイメージアップによる観光客等交流人口の増加を図る。						
④ 観光推進体制の整備						
○ 観光協会を中心としたプラットフォームにより、観光推進体制の強化を図ります。 ○ 海の京都構想に基づき、京都府及び関係市町との広域的な連携に努めます。 ○ 観光事業者、観光関係団体等が相互に連携して、観光の振興に関する取り組みが進められるよう総合調整や支援を行います。						
26	観光協会等支援事業	観光振興課	30,984	36,300	47,300	改善・効率化
京丹後市観光協会の活動を支援し、京丹後市の観光について総合的な振興を図り、地域一体となった観光を推進する。						
27	観光振興計画推進事業	観光振興課	4,379	295	1,405	縮小
京丹後市観光立市推進会議の開催及び観光振興や地域の活性化について専門的な助言を得るため政策企画委員を配置し、第2次京丹後市観光振興計画の推進を図る。						
上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業						
28	観光振興一般経費	観光振興課／スポーツ観光・交流課	186	903	10,201	現状維持
各種団体への加盟に伴う負担金拠出などにより観光の振興を図る。						
計			672,804	560,900	375,117	

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 地域内の生活環境の美化、自然環境の保全に努めます。 ② SNSを活用した積極的な情報発信を図ります。 ③ 世界認定を受けた山陰海岸ジオパークの保護・保全と活用に努めます。 ④ おみやげ品や体験観光商品の開発など、あらたな観光の魅力づくりに努めます。
--------	---

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

豊かな自然、歴史・文化、世界認定を受けた山陰海岸ジオパーク、食材、温泉等、本市の豊富な資源を活かした観光地としての魅力をさらに磨き、交流人口の拡大によって、地域及び経済の活性化を図ります。													
め ざ す 目 標 値	指標名			単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値				
					年度		年度		年度		年度		
	年間観光入込客数	指標22	万人	175	H23	219	H27	190	H27	220	H36		
	年間宿泊客数	指標23	万人	35	H23	38	H27	40	H27	55	H36		
	年間外国人宿泊客数	指標24	人	905	H23	2,129	H27	2,600	H27	8,300	H36		

4. 施策の進捗状況の評価[施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか]

CHECK

進捗状況区分	評価	理 由
◎ 予定以上に進んでいる	○	◎ 予定以上に進んでいる ○ 予定どおり進んでいる ▲ 少し遅れている × 大幅に遅れている ◎ 指標22:年間観光入込客数 海の京都観光圏で連携開催した海の京都ターゲットイヤーの取組「海の京都博」の一環として、2つのコアイベント(ビーチスポーツフェスティバル:4000人参加、リアル宝探しイベント:応募者783人)をはじめ、久美浜湾遊覧船(346人参加)などの3つ周遊プラン、コンセプトツアーを9回催行し35名が参加するとともに、APGN(アジア太平洋ジオパークネットワーク)山陰海岸シンポジウム及びJGN(日本ジオパークネットワーク)ガイドフォーラム開催で240人受入、冬季における平日カニバスツアーへの支援(3社:8,834人参加)及び丹後鉄道によるグルメ切符(1,035人参加)への支援の実施、また、京都縦貫自動車道の全線開通による交通アクセスの改善及び海の京都博開催を全面にPRしながら、高速道路SA・PA計7箇所56,700部のパンフレット配布、京都市営地下鉄及び名古屋市営地下鉄で計7回の広告掲出、スマホ用観光アプリの製作発信(496件のダウンロード)等、新たな手法による観光情報発信に多角的に取り組んだことなどにより、H27年の年間観光入込客数が219万人となり、目標値である190万人を大幅に上回る結果となり、H36目標値(220万人)に対してもあと1万人と迫り、予定以上に進んでいる。 ◎ 指標23:年間宿泊客数 学校や旅行社等への誘致活動を行った結果、京都市内からの教育旅行が実現し53名が宿泊するとともに、海の京都博期間中(7月18日～11月15日)に1,208千人もの入込客数があり宿泊客の増加に寄与、また冬季における平日カニバスツアーへの支援で3社合計8,834人が宿泊するなど、平成27年の宿泊者数は38万人と前年比110%の増加となったが、H27目標値40万人に対して△2万人、H36目標値(55万人)に対して△17万人であり、目標値に近づいているが少し遅れている。 ◎ 指標24:年間外国人宿泊客数 観光協会では、タイをターゲットにした誘致活動の展開や、インバウンドセミナーの開催を通じて外国人向け宿泊予約サイト登録施設が56軒に上り、観光情報センターがJNTO外国人観光案内所(カテゴリー2)に認定され177人の外国人を案内するなど、インバウンド事業を積極的に推進した。また、市ではインバウンド推進のための新たな補助制度を創設し、宿における外国人観光客の受入整備の支援を15件行い、H27年の外国人宿泊者数は2,129人と前年比151%の増加、またH27目標値2,600人に対しては△471人であり、増加はしているものの、H36目標値(8,300人)に対しては少し遅れていると言える。 以上3指標を全体でみれば、宿泊客数と外国人宿泊客数は少し目標を下回っているが、観光入込客数は大きく目標を上回っており、全体としては予定どおりに進んでいると評価する。
○ 予定どおり進んでいる		
▲ 少し遅れている		
× 大幅に遅れている		

5. 施策方針(めざす姿)に対する成果と要因、課題と今後の対応

CHECK

ACT

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因
◎ 指標22:年間観光入込客数 【成果】 ①観光協会によるイベント・体験プログラム・ツアーへの参加者、夏季海水浴場の入込客数等が増加し、観光入込客数の増加及び観光振興に寄与。 ■ビーチノルディック大会 参加者96人(前年187人、前年比51%) ■ビーチヨガ12会場で実施 参加者147人(前年133人、前年比110%) ■観光情報センター 案内件数10,200件(前年6,626件、前年比153%) ■7、8月海水浴場入込客数 219,654人(前年161,915人、前年比135%) ■海の京都京丹後市コンセプトツアー9回催行 参加者35名(初) ②各種宣伝活動の実施により、夏季を中心に観光入込客数が大幅に増加。 ■7、8月海水浴場入込客数 219,654人(前年161,915人、前年比135%) ■海の京都博期間(7/18～11/15)入込客数 1,208,966人(前年782,890人、前年比154%) ■高速道路SA、PAでのパンフレット配布数 年間56,700部(初) ■スマホ用観光アプリダウンロード数 496件(初) ③海の京都観光圏(府北部7市町)で連携開催した「海の京都博」(7月18日～11月15日)により、期間中に1,208,966人の入込客数があった。 ■7、8月海水浴場入込客数 219,654人(前年161,915人、前年比135%) ■海の京都京丹後市コンセプトツアー9回催行 参加者35名(初) ■海の京都博期間(7/18～11/15)入込客数 1,208,966人(前年782,890人、前年比154%) ■みなと食堂漁師めし 入場者数 1,972人(初) ■箱庭周遊バス、箱庭遊覧船利用者数 バス111人、船346人(初) ④APGN(アジア太平洋ジオパークネットワーク)山陰海岸シンポジウム、JGN(日本ジオパークネットワーク)ガイドフォーラムの受入開催などにより、山陰海岸ジオパークのグローバルなPR及び観光誘客に繋がった。APGNシンポジウム期間中はガイドツアーを実施し、参加者240人中136人がツアーを利用。 ■APGNシンポジウム、JGNガイドフォーラム参加受入 240人(初) ■山陰海岸ジオパーク京丹後市情報センター利用者数 142,023人(前年118,971人、119%) ⑤冬季における宿泊客誘致及び地域消費喚起を目的としたカニバスツアーや丹鉄グルメ切符への助成を実施、カニバスツアーは8,834人、グルメ切符は1,035人が利用した。 ■カニバスツアー(1泊2日)利用者数 3社合計 8,834人(前年9,505人)、販売総額220,083,944円 ■丹鉄グルメ切符利用者 1,035人、販売総額 4,968,000円(初)

【その要因】

- ①観光協会による観光パンフレット及び観光ポスターの製作活用、関西圏、中京圏などでの広報宣伝事業、顧客誘致戦略プロジェクトの推進による地域の資源を活かした誘致事業、観光情報センターでの観光案内、SNSを活用した観光情報発信などの取組によるもの。
- ②京都縦貫自動車道の全線開通による交通アクセス改善及び海の京都博開催を全面にPRしながら、京都市営地下鉄での広告発信、高速道路SA,PAでの観光パンフレット配架、体験型パンフレット「わくわく京丹後へGO」の発行、スマホ用観光アプリ製作発信、着地型旅行商品造成事業等、新たな手法による観光情報発信に多角的に取り組んだこと。
- ③コアイベントとしてのビーチスポーツフェスティバル、リアル宝探しイベントをはじめ、久美浜湾遊覧船など周遊プラン、コンセプトツアーを実施するとともに、京都市営地下鉄での観光発信、高速道路SA,PAでの観光パンフレット配架、海の京都博京丹後市ガイドブックの製作活用等、観光情報発信に取り組んだこと。
- ④事前にジオパーク京丹後市情報センターの展示を充実させたり、ジオガイドを養成するなど、受け入れ態勢を充実させたこと。
- ⑤貸切バス代金の高騰、高速バス事故の発生、暖冬により直行バス利用ニーズが著しく低下した中、国の交付金を活用し平日料金割引及び広報宣伝の取組強化に取り組む、また、丹後鉄道乗り放題切符と市内飲食店でのランチをセットにした「グルメ切符」の販売を支援したこと。

《指標23:年間宿泊客数》

【成果】

- ①京都市内からの教育旅行誘致などが実現し、53人が宿泊した。また、台湾、中国、韓国からの教育旅行、下見旅行、国際交流訪問団の受入にもつながった。

■教育旅行受入 2件、53人宿泊(京都市花園中33人、台湾20人)

■教育旅行等の下見、交流訪問団受入 2件、30人宿泊(中国2人、韓国浦項市28人)

- ②観光協会によるイベント・体験プログラム・ツアーへの参加者、夏季海水浴場の入込客数等が増加し、宿泊客数の増加に寄与。

＜参考情報＞

愛知県内での信用金庫を対象に年金旅行等誘致キャラバンを実施した結果、H28年度年金旅行を京丹後市泊で計画したいとの申し出あり。

■7, 8月海水浴場入込客数 219,654人(前年161,915人、前年比135%)

■旅行商品造成・販売事業(KHS委託)による商品販売実績 11,148人(新)

■観光協会による宿泊斡旋業務 256件、743名(前年27件、65人※12月開始)

■外国人宿泊客数 2,129人(前年1,402人、前年比151%)

- ③海の京都観光圏(府北部7市町)で連携開催した「海の京都博」(7月18日～11月15日)により、期間中に1,208,966人の入込客数があり、宿泊客の増加に寄与した。

■7, 8月海水浴場入込客数 219,654人(前年161,915人、前年比135%)

■海の京都博期間(7/18～11/15)入込客数 1,208,966人(前年782,890人、前年比154%)

- ④冬季における宿泊客誘致及び地域消費喚起を目的としたカニバスツアーへの助成を実施し、8,834人が利用した。

■カニバスツアー(1泊2日)利用者数 3社合計 8,834人(前年9,505人)、販売総額220,083,944円

【その要因】

- ①学校、旅行社等へのPR活動及び京都府等と連携した下見旅行の誘致等に継続的に取り組んだこと。

- ②観光協会による観光パンフレット及び観光ポスターの製作活用、関西圏、中京圏などでの広報宣伝事業、顧客誘致戦略プロジェクトの推進による地域の資源を活かした誘致事業、観光情報センターでの観光案内、SNSを活用した観光情報発信等に取り組んだこと。

- ③コアイベントとしてのビーチスポーツフェスティバル、リアル宝探しイベントをはじめ、久美浜湾遊覧船など周遊プラン、コンセプトツアーを実施するとともに、京都市営地下鉄での観光発信、高速道路SA,PAでの観光パンフレット配架、海の京都博京丹後市ガイドブックの製作活用等、観光情報発信に取り組んだこと。

- ④貸切バス代金の高騰、高速バス事故の発生、暖冬により直行バス利用ニーズが著しく低下した中、国の交付金を活用し平日料金割引及び広報宣伝の強化に取り組む販売を支援したこと。

《指標24:年間外国人宿泊客数》

【成果】

- ①観光協会によるインバウンド推進事業により、市内での年間外国人観光宿泊客が初めて2,000人を超えた。

■観光情報センター外国人案内件数 177人(集計初年度)

■外国人向け宿泊予約サイト登録状況 56件(集計初年度)

- ②国の交付金制度を活用したインバウンド推進のための新たな補助制度を創設し、受入環境の整備につなげた。

■外国人観光客等受入環境整備補助金利用実績 15件、2,222千円(初)

※WiFi:13件、クレジットカード:2件、外国語HP作成:2件 ※複数実施あり

【その要因】

- ①観光協会インバウンド部会により、タイ国際旅行フェア出展(H28.2.17～21)など、継続的にタイをターゲットにした誘致活動等を展開したことやインバウンドセミナーの開催、外国人向け宿泊予約サイトへの登録推進の取組の実施、併せて、観光情報センター(網野駅構内)で外国人観光案内スタッフを採用し、JNTO外国人観光案内所(カテゴリー2)に認定されるなど、外国人観光案内を積極的に推進したこと。

- ②外国人観光客等受入環境整備補助金により、WiFi等無線LAN設備、クレジットカード器機設置、外国語版HP作成など、宿における外国人観光客の受入整備の支援を行ったこと。

《指標22:年間観光入込客数》

【課題】

- ①海の京都DMOへの参画を進める中、広域で取り組む事業及び地域で取り組む事業の整理等、地域観光協会の活動、組織のあり方の見直し。
- ②効果的な手法による観光情報発信を行い、実際の誘客に結びつけること及び効果の検証。
- ③海の京都観光圏で取り組んだ海の京都博については、全体事業取りまとめ及び広報の遅れ、関西都市圏など発地における露出不足により周知が不十分であったため、周知の徹底を図ること。また、周遊バス及びコンセプトツアーの利用者が少なかったため、改善を検討し、見直すこと。
- ④ジオパークをさらにいかに観光誘客へつなげること。
- ⑤カニバスツアーは新たな顧客の掘り起こし、グルメ切符は京阪神からの誘客促進。

【今後の対応】

- ①方向性を検討するとともに、地域の特色、強味を活かした観光地域づくり、観光情報の発信に取り組む予定。
- ②京都縦貫自動車道の全線開通に続き、H28年度は京丹後大宮IC開設が予定されており、引き続き積極的かつ効果的な広報、観光宣伝活動を実施する予定。今年度は高速道路SA,PAでの観光パンフレット配架について、数値効果の実証を検討する予定。
- ③市町単独よりも、海の京都として7市町連携による中京圏、関西圏などへの効果的なPR、発信を強化する予定。また、コンセプトツアーの内容、発信手法を改善するとともに、周遊バスにかわる新たな周遊の仕組みづくりを実施する予定。
- ④H27年11月にユネスコの正式プログラムに認定されたことを契機に、市民への一層の啓発とともに、外国人観光客の受入、民間と連携したツーリズムの推進等を図り、海の京都と連携したジオツーリズムの一層の推進を図る予定。
- ⑤今年度の取組を契機に各社による商品企画、広報の充実・工夫を期待する。※助成事業はH27年度で終了。

《指標23:年間宿泊客数》

【課題】

- ①本市は宿泊施設、体験施設のキャパが小さく、受入が限定されること。
- ②広報発信の工夫改善とともに、滞在時間を増やし、宿泊につながる魅力的な体験プログラム、ツアーの造成、販売をいかに伸ばすか。
- ③海の京都観光圏で取り組んだ海の京都博については、全体事業取りまとめ及び広報の遅れ、関西都市圏など発地における露出不足により周知が不十分であったため、周知の徹底を図ること。
- ④カニバスツアーは新たな顧客を掘り起こすこと。

【今後の対応】

- ①地域で分宿等受入態勢の整備を進めながら、本市ならではの体験活動を活かしたプランを作り、本市の特色、受入規模に合ったターゲットへPR活動を展開していく予定。
- ②海の京都DMOへの参画を進める中、観光圏の主たる滞在促進地域であることを活かし、広域的な視点でプロモーション、発信を行う予定。あわせて豊岡版DMOへ参画する中で、地域の特色、強味を発信し宿泊客を取り込む予定。また、評価の高い「食」などの体験プログラム、ミニツアーなどの販売を促進し、宿泊の魅力づくりに活かす予定。
- ③市町単独よりも、海の京都として7市町連携による中京圏、関西圏などへの効果的なPR、発信を強化する予定。
- ④今年度の取組を契機に各社による商品企画、広報の充実・工夫を期待する。※助成事業はH27年度で終了。

《指標24:年間外国人宿泊客数》

【課題】

- ①宮津市、豊岡市と比較してまだまだ少ない状況にあり、効果的なプロモーションの打ち出し方。
- ②外国人観光客の受入機運が地域全体としては低く、環境整備もまだ不十分であること。

【今後の対応】

- ①海の京都DMO、豊岡版DMOと密に連携し、京都市、城崎温泉などからの外国人宿泊客誘致を進めるとともに、本市の特色、地域性に合ったターゲット国を設定しながら、本市の食、体験、宿などの強味を活かした発信を行うとともに、周辺地域と連携した広域での発信強化に取り組む予定。
- ②補助制度については、H28年度は免税店開設事業を追加し継続する予定。また、受入マニュアルを活用したセミナー等を開催し、地域における外国人観光客受入環境の整備を一層推進していく予定。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 2）

計画項目 (施策)	新エネルギーの有効活用 ＜新エネルギー＞	所管部局 農林水産環境部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。ただし、今後施策を進めていく上では、コスト面を考慮する必要がある。 めざす目標値の設定については、バイオマス利用の項目の目標値が施設数になっているが、コストや事業の中身を考慮した目標値の設定を検討すべきである。 エネルギー自給率の観点からは、バイオガス発電などを進めることで、化石燃料の使用量が減ることと併せて、地域で発電した電力を活用することにより地域内でお金が循環し、経済効果も見込まれることから力を入れるべきである。	
	2 施策の進捗状況について 数値目標については、予定通り進捗していると判断する。今後の数値目標の達成に向けては、市の施設だけでなく、民間施設への拡大が必要である。	
	3 施策展開について 施策展開については、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。 (1) 利活用推進プラットフォーム事業については、情報提供の強化を行い、個人、民間が実施主体になるような展開を推進・拡大するべきである。 (2) 行政主導のバイオマス利活用だけでなく、自治会や高齢者などでも実施可能な地域主導のバイオマスの利活用に向けた取組を進めるべきである。 (3) 環境に関する事業は、新しい方向性の事業であり、コスト比較や事業の効果などを市民にしっかり周知、説明することが必要であり、事業を実施する意味があるかどうか市民にも判断してもらい、理解が得られるよう説明責任を果たす必要がある。	
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について 市直営の事業の推進だけでなく、民営化または民案事業化の検討を提案する。	

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

第2次総合計画

基本方針(政策)	3	次世代エネルギーを活かし、環境未来都市をつくります
計画項目(施策)	7	新エネルギーの有効活用
＜施策分野＞		＜新エネルギー＞

所管部局	所管部局長の氏名
農林水産環境部	山下 茂裕

1. 総合計画で掲げている目的など PLAN

施策の目的	本市の多彩で豊かな自然環境を活用し、環境と経済の両立・発展を図り、将来世代の日本の理想的な都市モデルとなるような、再生可能エネルギーを活用した地域と市民が主体の豊かでスマートなコミュニティを構築します。
施策方針(めざす姿)	地域の地勢の中に私たちの原点を見出し、エネルギー問題と重ね合わせて捉える機会を充実させ、地域にとって合理的な需給構造を実現します。また、省エネルギーやデマンド対応、ICT活用等、効率的なエネルギー利用とあわせ、スマートコミュニティ形成をめざします。さらに、地域社会・地域経済の未来開拓のため、次の時代を担うエネルギーを的確に捉え、「京丹後らしさ」を活かした地域における利活用の可能性を研究・検討していきます。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市環境基本計画	本市の環境に関する状況や市民・事業者等の環境に対する意見等を把握した上で、本市の特性を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化を目指した将来の目標を定めるとともに、その実現のための施策を効果的に推進することを目的に策定	平成22年2月	平成21年度～平成30年度	重点プロジェクトの期間は、平成25年度まで

PLAN

DO

※各事業の評価・課題等については、別紙決算附属資料参照

CHECK

ACT

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧

行政の主な取組 ↓		決算額(単位:千円)			事務の改善
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性
事務事業名称・事業内容(実績)		担当課			
① 再生可能エネルギー事業の実践					
○ 地域の活性化・地域分散型エネルギーの源として、再生可能エネルギーの導入を促進します。					
1	市民太陽光発電所整備事業	環境バイオマス推進課			
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく太陽光発電施設を整備し、再生可能エネルギーの利活用を推進する。		3,206	49,352	-	縮小
2	市民太陽光発電所管理費	環境バイオマス推進課			
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく太陽光発電施設の管理を行い、再生可能エネルギーの利活用を推進する。		2,768	2,647	6,242	現状維持
3	避難施設緊急時電力確保促進事業	環境バイオマス推進課			
市地域防災計画で避難所指定された施設に太陽光発電設備と蓄電池等の設置を行うことで、災害発生時等の停電時に最低限必要な電力及び避難所機能を確保する。		27,446	104,219	-	終了・廃止
4	エコエネルギーセンター管理運営事業【施策9【循環型社会】にも該当】	環境バイオマス推進課			
生ごみ資源化や環境保全型農業の推進など、『環境循環都市』の実現に向けた中核施設であるエコエネルギーセンターの維持管理を行う。		17,103	16,043	8,103	改善・効率化
② 運輸、公共交通分野における新エネルギー活用					
○ グリーン・ウェルネス新公共交通体系の実現をはじめ、公共交通分野への導入を促進します。					
5	利活用推進プラットフォーム事業【再掲】【取組⑤にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域主導による再生可能エネルギー事業の創出・展開を進める支援及び環境をプラットフォームとして整え、再生可能エネルギーの利活用を広く推進する。		3,224	24,175	4,824	現状維持
6	利活用推進プラットフォーム事業(繰越)【再掲】【取組⑤にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域主導による再生可能エネルギー事業の創出・展開を進める支援及び環境をプラットフォームとして整え、再生可能エネルギーの利活用を広く推進する。		-	83,999	-	-
③ 地域振興・公共事業・公共施設、各分野における横断的利活用					
○ 衣・食・住、各産業、公共事業における活用、公共施設での利用を進めます。					
7	再生可能エネルギー推進事業【取組④にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域における再生可能エネルギーの促進体制を構築し、地域が主体的に再生可能エネルギーを活用するための環境整備を行う。		1,876	1,382	1,124	縮小
④ エネルギー教育の推進					
○ 市民に対し、省エネや節エネ行動につながる動機づけや意識啓発を進めます。					
8	再生可能エネルギー推進事業【取組④にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域における再生可能エネルギーの促進体制を構築し、地域が主体的に再生可能エネルギーを活用するための環境整備を行う。		1,876	1,382	1,124	縮小
⑤ スマートコミュニティの構築					
○ 環境と経済が両立した将来世代の理想的な地域モデルとなるよう、スマートコミュニティの構築をめざします。					
9	利活用推進プラットフォーム事業【再掲】【取組⑤にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域主導による再生可能エネルギー事業の創出・展開を進める支援及び環境をプラットフォームとして整え、再生可能エネルギーの利活用を広く推進する。		3,224	24,175	4,824	現状維持
10	利活用推進プラットフォーム事業(繰越)【再掲】【取組⑤にも該当】	環境バイオマス推進課			
地域主導による再生可能エネルギー事業の創出・展開を進める支援及び環境をプラットフォームとして整え、再生可能エネルギーの利活用を広く推進する。		-	83,999	-	-
計		55,623	281,817	20,293	

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 地域資源のエネルギー活用、再生可能エネルギーや地域バイオマスを活用します。 ② 新エネルギーに関する理解を深めます。 ③ エネルギー利活用の当事者として、省エネルギー社会を実現します。 ④ エネルギー供給者としても参画します。 ⑤ 持続可能性のあるエネルギー事業を地域に提案し、実践者として推進します。
--------	---

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

施策方針(めざす姿)	地域の地勢の中に私たちの原点を見出し、エネルギー問題と重ね合わせて捉える機会を充実させ、地域にとって合理的な需給構造を実現します。また、省エネルギーやデマンド対応、ICT活用等、効率的なエネルギー利用とあわせ、スマートコミュニティ形成をめざします。 さらに、地域社会・地域経済の未来開拓のため、次の時代を担うエネルギーを的確に捉え、「京丹後らしさ」を活かした地域における利活用の可能性を研究・検討していきます。										
めざす目標値	指標名		単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値			
				年度		年度		年度		年度	
	再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)	指数31	%	4.8	H26	5.2	H27	5.0	H27	15.0	H36
	公共施設・公共交通への実装(再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等)	指数32	物件	9	H26	18	H27	16	H27	19	H36
	バイオマス利用(食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)	指数33	施設	2	H26	4	H27	4	H27	12	H36

4. 施策の進捗状況の評価[施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか]

CHECK

進捗状況区分	評価	理由
◎ 予定以上に進んでいる	○	《指標31:再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)》 市民太陽光発電サテライト施設整備、スマート充電ステーション整備、避難施設太陽光発電・蓄電池設備など公共施設・公共交通への実装拡大により、再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)は着実に増加し年度目標値は達成しており、予定どおり進んでいる。 《指標32:公共施設・公共交通への実装(再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等)》 市民太陽光発電サテライト施設整備、EV充電ステーション整備、避難施設太陽光発電・蓄電池設備など公共施設・公共交通への実装を拡大し、年度目標値を超え目指す目標値をほぼ達成している状況であり、予定どおり進んでいる。 《指標33:バイオマス利用(食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)》 バイオマス利用(食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)は、生ごみ資源化対象世帯数を拡大し、バイオマス産業都市構想の認定を受けるなど、利活用推進のための状況整備を進めることができ、予定どおり進んでいる。 目的に向け、地域エネルギー創出基盤の整備・拡充は一定完了した。27年度には、地産地消型の再生可能エネルギー事業の具現化に向けた事業化可能性調査を実施するなど、着実に取組みを進めていることから、予定どおり進んでいると判断する。
○ 予定どおり進んでいる		
▲ 少し遅れている		
× 大幅に遅れている		

5. 施策方針(めざす姿)に対する成果と要因、課題と今後の対応

CHECK

ACT

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因
《指標31:再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)》 【成果】 ①再生可能エネルギー導入促進会議を編成(商工会、地元金融機関、関西電力、京都府、有識者等で構成)、開催し、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの地産地消推進について、合意形成を図ることができた。 ②ア.地域新電力及び地域EMSに係る事業化について、条件を整理することができた。イ.市内への再生可能エネルギー導入を推進することができた。 ③防災施設における自立型電源の確保。 【その要因】 ①再生可能エネルギー導入促進会議を編成し、3回の会議により再生可能エネルギー地域利活用方策の検討を行ったこと。 ②ア.地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業として事業化可能性調査を実施したため。イ.15件の再生可能エネルギー導入促進支援補助金交付を行ったため。 ③市内6か所の指定避難所に各所10kW太陽光発電・15kWh蓄電池、LED誘導灯1基の設置整備を完了したこと。 《指標32:公共施設・公共交通への実装(再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等)》 【成果】 ①再生可能エネルギー導入の公共施設への実装を拡大できた。 ②再生可能エネルギーを活用し、公共交通への実装を拡大できた。 ③防災施設における自立型電源の確保。 【その要因】 ①市民太陽光発電所サテライト施設として2か所の整備を完了したこと。 ②12基(急速7、普通5)／市内7か所のEVステーション整備を完了し、うち3か所に再生可能エネルギー利用施設(太陽光発電・蓄電池)の整備を完了したこと。 ③市内6か所の指定避難所に各所10kW太陽光発電・15kWh蓄電池、LED誘導灯1基の設置整備を完了したこと。 《指標33:バイオマス利用(食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)》 【成果】 ①地域バイオマス利活用を促進することができた。 ②地域バイオマスの利活用促進のための状況整備が進んだ。 【その要因】 ①生ごみ分別資源化対象地区拡大に向け説明会開催による啓発を推進し、対象世帯数を11地区1,000戸以上へ拡大したこと。 ②関係7省庁により「バイオマス産業都市構想」の認定を受けることができたこと。

施策方針(めざす姿)の達成に向けての課題と今後の対策
≪指標31:再生可能エネルギー(市内消費電力占有率)≫ 【課題】 ①電力小売全面自由化等電力システム改革の進捗と地域実態に応じた普及策の反映。 ②地域新電力事業における先進他地域の事例及び諸課題の把握、分析。 ③地域防災力強化の継続。 【今後の対応】 ①次世代エネルギー導入促進会議としてこれまでの方向性を引き継いでいく。 ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等関連制度の改正状況、電力小売全面自由化の進展を注視しながら、地産地消型の再生可能エネルギー事業の具現化を検討していく。 ③その他の指定避難所についても自立型電源の確保に努める。 ≪指標32:公共施設・公共交通への実装(再生可能エネルギー、蓄電池、コージェネレーション等)≫ 【課題】 ①地産地消型再生可能エネルギー電源としての有効活用が図られること。 ②EV普及促進とプラットフォーム整備 ③地域防災力強化の継続。 【今後の対応】 ①地域EMSの構成と環境整備に努める。 ②移動型蓄電池、分散型電源としてのEV活用について可能性の検討を進める。 ③その他の指定避難所についても自立型電源の確保に努める。 ≪指標33:バイオマス利用(食品残さ系バイオガス、木質バイオマス等)≫ 【課題】 ①生ごみ受入れ設備の改修、大型破袋分別設備の導入。 ②下水汚泥等資源化の方向。 【今後の対応】 ①目標年度に向け、28年度以降も生ごみ分別資源化対象集落の拡大、参加世帯率の向上に向けた説明会の実施、生ごみ受入れ設備改修など取組み推進を図る。 ②各プロジェクトにおける課題を一つひとつ解決しながら、目標年次に向け「バイオマス産業都市構想」4つの事業化プロジェクトの推進を図る。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 3）

計画項目 (施策)	地域ぐるみによる消防・防災体制の充実 ＜消防・防災＞	所管部局 企画総務部・市民部 建設部・消防本部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。	
	2 施策の進捗状況について 施策の進捗状況については、おおむね達成されており、順調に進捗していると判断する。	
	3 施策展開について 施策展開については、おおむね妥当と判断する。なお、事業を進める上では、近年の災害が多発する状況や、高齢化の進展など社会情勢の変化を踏まえ、施策展開を図るための目標設定を再検討いただきたい。	
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について 消防・防災の施策であっても、常に事務事業の改善の意識を持ち、より一層の効率化に向け努力されたい。	

■ 第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

基本方針(政策)	5	災害に強く、安心して暮らせるまちをつくります
計画項目(施策)	12	地域ぐるみによる消防・防災体制の充実
＜施策分野＞		＜消防・防災＞

所管部局	所管部局長の氏名
企画総務部	木村 嘉充
市民部長	藤村 信行
建設部長	中西 和義
消防本部	河野矢 秀

1. 総合計画で掲げている目的など

PLAN

施策の目的	市民が地域のなかで安心して暮らすことができるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、地域における消防・防災体制、救急体制の充実を図ります。
施策方針(めざす姿)	市民の防火・防災意識が高揚し、消防署と消防団が連携した効率的な消防力により、あらゆる災害が発生しても全市民が生き抜き、自助、共助、公助により早期の復旧・復興が図れる体制づくりをめざします。 また、災害に強い、安全・安心なまちづくりのため、豪雨、高潮等による浸水被害や土砂災害等の発生予防対策を進めます。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市国民保護計画	大規模テロや武力攻撃等に際して、迅速かつ確に国民保護措置を行うため、実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項などについて、定めるもの	平成19年2月	平成18年度～	
京丹後市地域防災計画(一般計画編)	市の地域において、災害及び地震の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的に策定。	平成18年2月	平成17年度～	平成20年2月一部修正 平成23年1月一部修正 平成27年3月一部修正
京丹後市地域防災計画(震災対策計画編)	市の地域において、地震の発生により生ずるおそれのある住民、来訪者の生命、身体及び財産並びに地域として有する公共的財産への安全上の脅威及び損害を軽減することを目的に策定	平成18年2月	平成17年度～	平成20年2月一部修正 平成24年3月一部修正 平成27年3月一部修正
京丹後市地域防災計画(原子力災害対策編)	高浜発電所と大飯発電所における原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、京丹後市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の被ばく線量を最小限に抑え、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的に策定	平成25年4月	平成25年度～	平成27年3月一部修正
京丹後市原子力災害住民避難計画	京丹後市地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、高浜発電所と大飯発電所における原子力災害に関する住民等の避難と防護措置について、必要な事項を定めたもの	平成25年4月	平成25年度～	
京丹後市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、京丹後市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針と市が実施する措置等を示すもの。	平成26年12月	計画期間の定めなし	
集団救急事故業務計画	局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生し、通常の出勤態勢では対応できない集団救急事故を対象として、救急隊等の効率的な運用と関係機関の密接な連携を保持し、総合力をもって迅速かつ安全に傷病者の救出救護を図るため策定。	平成7年4月	計画期間の定めなし	平成19年9月改訂

PLAN

DO

※各事業の評価・課題については、別紙決算附属資料参照

CHECK

ACT

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧

行政の主な取組 ↓		決算額(単位:千円)			事務の改善
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性
事務事業名称・事業内容(実績)		担当課			
① 消防力の充実強化					
○ 多様化する消防・救急需要に対応できる消防施設・消防車両・消防資機材等の配備を進めます。					
○ 防災行政無線や消防救急無線、高機能消防指令システムを活用し、迅速、的確な消防情報を確実に伝達するための体制を構築します。					
1 消防車両整備事業		総務課			
老朽化した消防車両を、救助作業もできる資機材を搭載した多機能型として更新し、災害発生時に迅速かつ的確に対処する。		9,926		-	-
2 防火水槽整備事業		総務課			
消防水利の基準により、充足率の低い地域から順次防火水槽を整備し、地域の防災力を高める。		7,910		-	-
3 消火栓設置事業		総務課			
初期消火に有効な消火栓の設置等について、地区要望及び周辺の水利状況等を考慮し計画的に整備することにより、地域の防災力を高める。		9,287		12,543	19,580
4 消火栓設置事業【明許繰越】		総務課			
初期消火に有効な消火栓の設置等について、地区要望及び周辺の水利状況等を考慮し計画的に整備することにより、地域の防災力を高める。		950		2,055	2,869
5 消火栓ボックス等整備事業		総務課			
新設の消火栓箇所への消火栓備品の設置及び老朽化に伴う消火栓備品を更新し、地域の防災力を高める。		4,437		4,085	3,000
6 消防施設一般経費		総務課			
消防活動を円滑に行うため、消防資機材や車庫、消防水利等の維持管理を行う。		6,157		4,082	3,893

7 消防本部総務業務		消防本部	9,483	10,839	10,087	現状維持
消防業務の企画調整、消防施設の管理、消防職員の士気や知識の向上、被服の貸与及び安全衛生管理を行い、24時間体制の常備消防活動を維持し運用する。						
8 消防学校等研修派遣業務		消防本部	2,732	3,625	5,328	現状維持
火災・救助・救急訓練及び各種研修会等に参加し、最新の知識や専門技能を習得するとともに、消防活動に必要な各種資格を取得し、複雑多様化する消防業務に対応する。						
9 予防・警防等業務		消防本部	7,689	10,065	8,130	現状維持
各世帯へチラシ配布、事業所への立入検査及び高齢者宅への防火訪問を行い火災予防を図る。迅速確実な消防活動を支える資機材の整備と更新により活動時の安全を図る。						
10 通信指令業務		消防本部	16,709	22,304	20,302	現状維持
24時間体制で市民から火災・救急・救助等の緊急通報を受ける119番通信指令システムを適正に管理運用し、市民の安心安全な生活に寄与する。						
11 庁舎等維持管理事業		消防本部	19,882	18,421	21,398	現状維持
消防庁舎及び消防車両等について、適切に維持管理を行い各種災害対応に備える。特に消防車両については、整備・点検を計画的に実行し、緊急出動等に適切に対応する。						
12 常備消防施設等整備事業		消防本部	753,988	31,026	163,686	現状維持
救急自動車を更新整備し、救命処置に対応する。また、複雑多様化する災害に対応するため、24時間対応可能なヘリポート設置に向けて実施設計を行う。						
② 消防団や自主防災組織の充実						
○ 消防団や自主防災組織等、地域における組織の充実を図ります。また、消防団員数の減少に対応し、女性消防団員の活動を促進するとともに、支援団員の導入などについて検討を進めます。						
13 団員報酬		総務課	41,487	41,067	41,585	現状維持
市消防団条例に基づき、団員に階級ごとの報酬を支給する。						
14 公務災害補償費等		総務課	3,849	3,695	4,796	現状維持
消防団員等が公務上の災害を受けた場合に損害賠償や災害補償を行う。						
15 団員退職報償金		総務課	89,057	44,383	34,656	現状維持
5年以上在職して退職した消防団員に対し、その団員の在職年数や階級に応じて退職報償金を支給する。また、その支給のための掛金を基金に支払う。						
16 消防団活動運営事業		総務課	116,779	106,759	125,865	現状維持
消防団員の資質向上や技能習得のために必要な訓練及び予防活動のほか、消防車両及び消防車庫の維持管理を行う。						
17 災害対策一般経費【取組④にも該当】		総務課	58,345	11,905	10,518	現状維持
備蓄物資の購入や各種防災用機器の維持管理を行い、災害に備える。						
③ 救急体制の充実						
○ 高度な消防・救急・救助業務を遂行するため、研修・訓練を充実します。 ○ ドクターヘリコプター等場外離着陸場の整備を図ります。 ○ 市民への救命講習の受講啓発に努めます。						
18 救急救命士養成業務		消防本部	3,515	4,212	3,281	現状維持
救急車内等で救命処置のできる救急救命士が常時乗車し活動するとともに、気管挿管可能な救命士を計画的に養成し、市民の安心安全な生活に寄与する。						
19 救急活動業務		消防本部	6,955	6,195	6,806	現状維持
資機材の適切な管理、関係機関との連携及び救急活動の検証、救マーク認定制度の運用並びに救急講習の開催により、救命救急活動への対応、充実を図る。						
④ 防災・減災体制の充実						
○ 市民の防災意識の高揚を図るため、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等による啓発活動を推進するとともに、防災訓練等を実施します。 ○ 災害時における市民の安全な避難誘導と被災者の一時収容を図るため、自治区とも協働し、避難路・避難場所と避難所の確保に努めるとともに、防災備蓄品の充実整備を図ります。 ○ 災害時における要援護者対策を推進します。						
20 防災会議運営事業		総務課	160	-	234	現状維持
地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、地域に係る防災に関する重要事項を審議する。						
21 防災行政無線維持管理事業		総務課	34,696	37,476	42,030	現状維持
防災行政無線施設及び設備について、保守点検、修繕等により維持管理し、災害時に迅速かつ的確な情報を市民に周知できるようにする。						
22 災害支援対策経費		総務課	819	250	-	現状維持
東日本大震災被災地の復興に向け、被災地への災害支援を実施する。						
23 災害等ハザードマップ作成事業【再編交付金活用事業】		総務課／土木課	-	12,772	-	終了・廃止
土砂災害警戒区域、浸水想定区域及び見直し後の新しい避難所を周知し、地域防災力の向上と市民の安全・安心を図るため、京丹後市ハザードマップの修正及び印刷製本を行う。						
24 災害対策一般経費【再掲】【取組②にも該当】		総務課	58,345	11,905	10,518	現状維持
備蓄物資の購入や各種防災用機器の維持管理を行い、災害に備える。						
25 災害対策一般経費【明許繰越】		総務課	-	799	-	-
平成26年度に見直しを行った京丹後市地域防災計画全編の印刷製本を行う。						
26 防災拠点施設改修事業【再編交付金活用事業】		丹後市民局	2,484	34,236	4,514	拡大
市民生活の安全・安心の向上を図るため、丹後町域の防災拠点である丹後庁舎の改修を行う。						

⑤ 災害に強い基盤づくり						
○ 災害発生の危険度と影響、地域要件を評価し、優先度に基づき土砂災害防止事業を実施します。						
○ 浸水被害が生じている河川の早期改修を推進するとともに、内水処理施設整備を実施します。						
○ 河川水位等の防災情報を迅速に発信します。						
○ 海岸浸食、高潮被害を防止する護岸整備や海岸保全を実施します。						
27	急傾斜地崩壊対策事業	管理課	2,032	2,096	10,000	拡大
急傾斜地崩壊対策事業を推進し、住宅地背後の急峻な崖地の崩壊の危険を解消することで、災害から市民の生命・財産を守る。						
28	河川維持補修事業	土木課	9,083	13,976	50,699	現状維持
通水等に支障が生じている河川施設の維持修繕及び維持管理を行い、浸水被害、事故等の発生を未然に防止する。						
29	河川改修事業【明許繰越】	土木課	-	5,476	-	-
通水等に支障が生じている河川施設の維持修繕及び維持管理を行い、浸水被害、事故等の発生を未然に防止する。						
30	内水処理対策事業	土木課	100,798	112,066	138,586	現状維持
社会資本整備総合交付金を活用し、公共下水道浸水対策事業を実施することにより、内水による浸水被害の発生を未然に防止する。						
31	内水処理対策事業【明許繰越】	土木課	145,400	242,700	118,261	-
社会資本整備総合交付金を活用し、公共下水道浸水対策事業を実施することにより、内水による浸水被害の発生を未然に防止する。						
32	現年発生公共土木施設災害復旧事業【明許繰越】	土木課	225,933	1,460	-	-
被災した公共土木施設(道路)を早期に復旧することにより、道路の安全な通行の確保及び機能回復を図る。						
33	過年発生公共土木施設災害復旧事業	土木課	43,450	41,065	-	現状維持
被災した公共土木施設(道路)を早期に復旧することにより、道路の安全な通行の確保及び機能回復を図る。						
34	都市下水路維持整備事業	都市計画・建築住宅課	7,128	42,689	16,348	現状維持
峰山・網野都市下水路施設の維持管理を行い、住宅等への浸水被害を低減する。						
⑥ 国民保護対策の推進						
○ 武力攻撃事態などを想定した国民保護の啓発及び対策を推進するため、市による対策が必要なことについて、国や京都府との連携を図りながら体制整備に取り組みます。						
35	国民保護対策経費	総務課	-	-	66	現状維持
武力攻撃事態等における国民保護対策に関する経費						
⑦ TPY-2レーダー(Xバンドレーダー)施設に係る市民の安心・安全の確保						
○ TPY-2レーダー(Xバンドレーダー)施設の設置については、関係機関の連絡体制を整え、市民の安心・安全に努めます。						
36	基地対策一般経費	総務課	3,810	2,956	3,501	現状維持
米軍経ヶ岬通信所のTPY-2レーダーの配備に伴う関係機関との調整、協議を行うことにより、円滑な基地運営を図る。						
37	基地対策支援員設置事業【再編交付金活用事業】	総務課	491	2,669	3,079	現状維持
米軍経ヶ岬通信所の設置による基地渉外業務等を円滑に実施するため、基地対策室に英語が堪能な臨時職員を配置する。						
			計	1,745,421	889,947	873,098

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 消防団や自主防災組織等地域の防災体制向上への取り組みに積極的に参加します。 ② 日常から緊急時の備蓄や避難所の確認などに努め、防災意識を向上します。 ③ 救命率向上のため、救命講習などに積極的に参加します。 ④ 土砂災害危険箇所や想定浸水区域を事前に把握し、災害情報等に従い迅速かつ安全に行動します。
--------	---

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

施策方針(めざす姿)	市民の防火・防災意識が高揚し、消防署と消防団が連携した効率的な消防力により、あらゆる災害が発生しても全市民が生き抜き、自助、共助、公助により早期の復旧・復興が図れる体制づくりをめざします。 また、災害に強い、安全・安心なまちづくりのため、豪雨、高潮等による浸水被害や土砂災害等の発生予防対策を進めます。										
めざす目標値	指標名		単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値			
					年度		年度		年度		年度
	自主防災組織を構成する行政区数		指標52	行政区	133	H26	153	H27	162	H27	225 H36
	災害時応援協定締結団体(他自治体を含む)		指標53	団体	66	H26	70	H27	68	H27	80 H36
	自主防災組織等との訓練実施率		指標54	%	81.3	H26	81.8	H27	85	H27	100 H36
	「救マーク認定」事業所数		指標55	事業所	94	H26	92	H27	100	H27	100 H36
	上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数(年)		指標56	回	102	H26	122	H27	110	H27	110 H36
	網野・浅茂川地区203.6haの浸水対策達成率		指標57	%	51.4	H26	63.3	H27	63.3	H27	100 H36
	峰山地区118.5haの浸水対策達成率		指標58	%	71.6	H26	71.6	H27	71.6	H27	100 H36

4. 施策の進捗状況の評価〔施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか〕

CHECK

進捗状況区分	評価	理 由
◎ 予定以上に進んでいる		《指標52:自主防災組織を構成する行政区数》 年度目標は下回ったものの、自主防災組織の組織率は大幅に増えている。まだ、組織未設立の地区についても、地域にぎわい創り推進員と協力しながら、継続的に設立に向けた推進を図っている。 地区住民の人数や高齢化など、地区特融の実情等も考慮しながら、複数地区での組織設立や設立に向けた更なるサポートを検討しながら推進している状況であり、予定どおり進んでいる。 《指標53:災害時応援協定締結団体(他自治体を含む)》 年度目標を上回る協定を締結することができた。今後も市内外の団体との協定締結を推進し、災害時の応急対策の強化を図ることとしており、予定どおり進んでいる。 《指標54:自主防災組織等との訓練実施率》 毎年、8月の最終日曜日を防災訓練実施日と決定し、徐々にではあるが、訓練参加率は上昇している。 今後も、より取り組みやすい訓練内容を検討するとともに、訓練に対する周知を充実させ、訓練参加率の向上を図ることとしており、予定どおり進んでいる。 《指標55:「救マーク認定」事業所数》 従業員の救命講習修了が要件であり、新規認定の上級救命講習を年度4回、継続認定の普通救命講習を年度3回開催したことにより、2者の新規事業所があった。しかしながら、継続断念の事業所も2者あったため、事業所数としては前年度末(平成26年度末)と変わらない状況であり、少し遅れている。 ○ 《指標56:上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数(年)》 講習修了者が救急現場等で確実に応急手当が実施できることが重要であり、そのため一般救急講習から少なくとも普通救命講習の受講へと量から質への変換を検討している状況であるが、目標値には到達しており、予定どおり進んでいる。 《指標57:網野・浅茂川地区203.6haの浸水対策達成率》 網野・浅茂川地区の中で現在は内ヶ森第1排水区域の浸水対策を進めている。この浸水対策は平成23年度～平成28年度までの計画であるため、平成27年度末において達成率に変わりはない。平成28年度供用へ向けて計画通り進めている状況であり、予定通り進んでいる。 《指標58:峰山地区118.5haの浸水対策達成率》 網野・浅茂川地区の浸水対策を優先しており、それが終了後、この峰山地区の浸水対策を進める予定としている。網野・浅茂川地区浸水対策が予定どおりであるという状況であるため、この峰山地区浸水対策も予定通り進んでいる。 6項目について予定どおり進んでいる状況となっている。指標55については、数字からみれば現状維持とはなっているものの、新規事業所も増えていることから、取り組みの効果は出ている。 以上のことから、基本計画全体でみれば、予定通り進んでいると評価する。
○ 予定どおり進んでいる		
▲ 少し遅れている		
×		
大幅に遅れている		

5. 施策方針(めざす姿)に対する成果と要因、課題と今後の対応

CHECK

ACT

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因
《指標52:自主防災組織を構成する行政区数》 【成果】 ①目標値を下回ったものの、新たに19地区を設置することができ、地域における防災体制の充実に寄与した。 【その要因】 ①未設立区に対して設立意向や設立に至らない理由等のヒアリングを行うことで実情を把握し、出前講座など地域にぎわい創り推進員と協働した個別フォローを行ったこと。 《指標53:災害時応援協定締結団体(他自治体を含む)》 【成果】 ①目標値を上回る4団体と締結でき、地域の強固な救急体制の構築に寄与した。 【その要因】 ①少しでも協定締結意思のある民間団体等がいる場合には、説明に伺うなど積極的な働きかけを行ったこと。 《指標54:自主防災組織等との訓練実施率》 【成果】 ①目標値には届かなかったが、僅かではあるが訓練実施率を向上させることができた。 【その要因】 ①区長会や広報誌、防災行政無線による呼びかけを行ったこと。 《指標55:「救マーク認定」事業所数》 【成果】 ①認定事業所における救急要請事案のうち、特に心肺停止が疑われる傷病者に対する従業員による応急手当はほぼ全数実施されており、来客者等の安心・安全に寄与している。 【その要因】 ①認定を受けるための継続した救命講習の受講により、バイスタンダー(救急現場に居合わせた方)による応急手当の重要性の理解を浸透させたこと。 《指標56:上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数(年)》 【成果】 ①心肺停止が疑われる救急要請事案において、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による応急手当が実施されていた事例は増加傾向にある。中には的確な判断のもと救急隊到着まで心肺蘇生が継続されたことにより一命をとりとめ社会復帰を果たした事例もあり、市民の安心・安全に寄与している。 【その要因】 ①救命講習の受講により、バイスタンダーによる応急手当の重要性の理解が浸透したこと。 《指標57:網野・浅茂川地区203.6haの浸水対策達成率》 【成果】 ①内ヶ森第1雨水ポンプ場が建設中であり達成率に変わりはないが、災害に強い街づくりを推進できた。 (参考)内ヶ森第2雨水ポンプ場の供用開始(H25.4)後のH25.9にはH16台風23号を超える時間雨量72mmの雨量を記録したが、内ヶ森排水区域内での建物浸水被害は発生せず、施設整備効果が発現した。 【その要因】 ①完成に向けて建築・機械・電気工事を施工したこと。 《指標58:峰山地区118.5haの浸水対策達成率》 【成果】 ①H20に風呂川排水区で浸水被害が発生しH21に検討業務を実施したが、網野・浅茂川地区浸水対策を優先としたため実施に至っていない。なおこの地域についてはH20以降浸水被害は発生していない。 【その要因】 ①ー

施策方針(めざす姿)の達成に向けての課題と今後の対策
≪指標52:自主防災組織を構成する行政区数≫ 【課題】 ①高齢・少数世帯地区増加への対応。 【今後の対応】 ①複数地区で合同設置を提案するなどの対策を検討予定。 ≪指標53:災害時応援協定締結団体(他自治体を含む)≫ 【課題】 ①新規協定団体の発掘(特に、救援が手薄な分野をカバーできる団体の発掘) 【今後の対応】 ①広報誌等で市内団体へ呼びかけを行うと同時に、他部署からも関係機関等へ呼びかけを行う予定。 ≪指標54:自主防災組織等との訓練実施率≫ 【課題】 ①訓練実施率の向上に向け、訓練内容を工夫すること。 【今後の対応】 ①自主防災組織設立推進にあわせて訓練実施を依頼する予定。また、市内全戸に配布した防災マップも活用した訓練方法を提案するなど、訓練実施に対する呼びかけを行う予定。 ≪指標55:「救マーク認定」事業所数≫ 【課題】 ①平成26年度2者、平成27年度2者の事業所を新規認定しているものの認定継続を断念する事業所も多い。これは救命講習の継続した受講を求めており、限られた従業員の中で参加させ続けることの困難さが要因である。認定継続を辞退する事業所を減らすことが課題。 【今後の対応】 ①継続認定事業所数を維持、増加させるため、参加しやすい講習会の開催方法等を検討する予定。認定事業所における心肺停止が疑われる救急要請事案の傷病者は福祉施設入所・利用の高齢者がほとんどであり、社会復帰までつながることは非常に難しいが、引き続きバイスタンダーによる応急手当の重要性を訴えていく予定。 ≪指標56:上級、普通救命講習、一般救急講習実施回数(年)≫ 【課題】 ①年間3,000人を超える(平成27年中)受講者数を数えるものの、上級救命講習(8時間)及び普通救命講習(3時間)の受講者は全体の15%に満たない。学校PTA対象の救急講習等多くが2時間未満の一般救急講習の受講者であり、救急現場でバイスタンダーとして応急手当を実施することにはつながっていないことが課題。 【今後の対応】 ①講習受講者が確実に救急現場でバイスタンダーとしての役割が果たせるよう少なくとも普通救命講習の受講を推し進めるとともに、参加しやすい講習会の開催方法を検討する予定。 ＜参考＞特に学校PTA対象の救急講習を一般救急講習から普通救命講習へのシフトを検討しているため、現状値に対する目標値(H27)は、回数としては減少となっている。 ≪指標57:網野・浅茂川地区203.6haの浸水対策達成率≫ 【課題】 ①－ 【今後の対応】 ①内ヶ森第1雨水ポンプ場の平成28年度内施工、建築・機械・電気の早期完成を予定。 100%を目指す上で、残りの小栓川排水区の平成28年度事業化及び早期に効果が発現するよう効率的に事業を実施する予定。 ≪指標58:峰山地区118.5haの浸水対策達成率≫ 【課題】 ①－ 【今後の対応】 ①内水対策事業として網野・浅茂川地区を優先しているため、それが終了後事業を進める予定。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 4）

計画項目 (施策)	きれいな水を美しくかえす上下水道の整備 ＜上下水＞	所管部局 上下水道部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。	
	2 施策の進捗状況について 下水道の整備などおおむね計画通り進んでおり、内部評価結果（予定通り進んでいる）は、妥当であると判断する。 しかし、接続率が伸び悩んでいることは問題であり、早急に公共下水道等への接続につながる取組に更に力を入れる必要がある。	
	3 施策展開について 施策展開については、次の点を踏まえ、より効果的な展開を図るべきである。 （１）効率的効果的な情報提供や PR を行い、各種制度の周知と下水道等への接続率向上の普及啓発につながるよう工夫する必要がある。 （２）補助の在り方については、グループ補助制度などの有効な施策が図られているが、市民の実情に沿った補助制度となるよう意識調査や制度の PR を行い、更に活用しやすく効果的な補助制度になるよう工夫が必要である。	
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について 歳出抑制のアイデアについては、既に取り組まれている内容ではあるが、簡易水道の整理、統合を進め、コスト削減につながるよう努力されたい。	

第2次総合計画

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

基本方針(政策)	6	地域生活に活力を生む社会基盤を着実に整備します
計画項目(施策)	18	きれいな水を美しくかえす上下水道の整備
＜施策分野＞		＜上下水＞

所管部局	所管部局長の氏名
上下水道部	大木 保人

1. 総合計画で掲げている目的など PLAN

施策の目的	安全・安心な水道水を安定して供給します。また、公共下水道の計画的な整備により、公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を確保します。
施策方針(めざす姿)	安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の整備と維持管理に努めます。 また、下水道の整備を推進し、早期に市内全域の水洗化の普及をめざすとともに、下水道等への接続を促進し、効率的で適切な污水处理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の処理事業を行う際の基本的な考え方や施策目標、及び目標を達成するための主要施策・方針を定めたもの	平成19年3月	平成18年度～平成32年度	中間目標年度:平成22年度 平成26年度見直し
第2次京丹後市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物(ごみ及び生活排水)処理に関する基本的な考え方や方向性を示し、目標と目標を達成するための主要な施策を定めたもの	平成27年3月	平成27年度～平成41年度	平成31年度を中間目標年次に設定
第2次京丹後市合理化事業計画	下水道の普及により大きな影響を受けると予測される一般廃棄物処理業務等に関し、当該業務に携わる業者への経営に影響を与えると予測される時期において支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的に策定するもの	平成23年12月	平成24年度～平成28年度	
京丹後市水洗化計画	効率的な事業の推進と公共用水域の水質保全、更には生活環境の改善を目的として平成18年9月に策定した「市水洗化計画」について、人口の減少、財政状況、国が定める経済比較に使用する費用関数と耐用年数の見直し、住民の意向を考慮した処理区の設定、水洗化普及率の早期向上等を踏まえ、新たな計画を策定した。	平成22年3月	平成22年度～平成32年度	
京丹後市水道事業基本計画	平成29年に予定している上水道事業と簡易水道事業の経営統合を見据えて事業の現状分析を行い、安定給水に資する施設整備計画及び収支計画を策定した。	平成22年3月	平成22年度～平成35年度	平成26年3月(見直し)

PLAN DO CHECK ACT

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧 ※各事業の評価・課題等については、別紙決算附属資料参照

行政の主な取組 ↓ 事務事業名称・事業内容(実績)		決算額(単位:千円)			事務の改善
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性
① 水道水の安定供給					
○ 基幹施設として位置付けられた施設について、その更新に合わせて耐震化を図ります。					
○ 給水区域を見直すことにより、給水原価の高い小規模施設を休廃止し、給水原価の抑制を図ります。					
○ 給水収益の減少に対応するための収支改善策を実施します。					
○ 安定給水を確保するため、維持管理体制を強化します。					
1 簡易水道事業	水道整備課	667,451	786,839	1,426,310	現状維持
簡易水道給水地域に、安全安心な水道水を安定的に供給する。					
2 簡易水道事業【明許繰越】	水道整備課	162,188	34,429	89,394	-
簡易水道給水地域に、安全安心な水道水を安定的に供給する。					
② 公共下水道の整備推進					
○ 下水道の整備を推進し、早期完了をめざします。					
○ 施設の統合及び長寿命化対策に取り組みます。					
○ 整備区域における、下水道への接続を促進します。					
3 水洗化推進支援事業	普及推進・料金課	18,250	30,670	26,870	現状維持
既存住宅において新規排水設備工事を行った者に対して補助金を交付することにより、既存住宅の水洗化の促進及び地域経済の活性化を図る。					
4 公共下水道事業(下水道啓発事業)	普及推進・料金課	4,614	6,244	5,372	現状維持
下水道事業の目的である公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を市民に求め、接続の推進により円滑な事業運営を確保する。					
5 浄化槽設置整備事業	下水道整備課	5,168	2,028	4,430	現状維持
浄化槽設置整備事業の対象区域において、浄化槽を設置する者に対して補助金を交付し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。					
6 集落排水事業	下水道整備課	104,068	118,653	121,394	現状維持
集落排水事業を推進するとともに、施設の適正な維持管理を行うことで、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。					
7 公共下水道事業	下水道整備課	970,199	954,114	1,188,609	現状維持
公共下水道事業を推進するとともに、施設の適正な維持管理を行うことで、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。					
8 公共下水道事業【明許繰越】	下水道整備課	581,616	163,819	344,772	-
公共下水道事業を推進するとともに、施設の適正な維持管理を行うことで、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。					

	9 浄化槽整備事業	下水道整備課				
	市設置浄化槽整備事業を推進するとともに、施設の適正な維持管理を行うことで、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る。		182,821	190,684	244,426	現状維持
			計	2,696,375	2,287,480	3,451,577

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	① 安定給水の確保と収支改善策を実行するための施設統合整備に対して、理解と協力を努めます。 ② 未水洗の建物については、生活雑排水を直接公共用水域に流さないよう水洗化工事を行います。 ③ 料金及び使用料は、応分の負担として期限内に納めます。
--------	--

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

施策方針(めざす姿)	安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の整備と維持管理に努めます。 また、下水道の整備を推進し、早期に市内全域の水洗化の普及をめざすとともに、下水道等への接続を促進し、効率的で適切な汚水処理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。									
めざす目標値	指標名		単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値		
				年度		年度		年度		年度
	給水原価の高い小規模浄水場の休廃止(浄水施設数)	指標73	か所	62	H26	61	H28	62	H27	49 H36
	老朽管の延長(石綿管)	指標74	km	28	H26	25	H28	25	H27	0 H36
	有収率*(上水)	指標75	%	78	H26	75	H28	79	H27	83 H36
	有収率*(簡水)	指標75	%	84	H26	83	H28	85	H27	87 H36
水洗化普及率(整備率)		指標76	%	70.9	H26	73.2	H27	73.6	H27	88.4 H36

4. 施策の進捗状況の評価[施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか]

CHECK

進捗状況区分	評価	理 由
◎ 予定以上に進んでいる ○ 予定どおり進んでいる ▲ 少し遅れている × 大幅に遅れている	○	＜指標73:給水原価の高い小規模浄水場の休廃止(浄水施設数)＞ 久美浜簡易水道統合事業の進捗により1浄水場が休止でき、費用削減計画が、予定通り進んでいる。 ＜指標74:老朽管の延長(石綿管)＞ 弥栄町、久美浜町での布設替事業の実施により老朽管延長が減り、漏水原因の縮小に繋がっており、予定通り進んでいる。 ＜指標75:有収率＞ 漏水原因を抑えるための各種事業による管路布設替や修繕を実施したが、平成28年1月末の予期せぬ規模の寒波による水道管破裂により大規模漏水が発生したため、平成27年度の有収率が悪化してしまい、目標達成に少し遅れている状況である。 ＜指標76:水洗化普及率(整備率)＞ 国庫補助金を活用し、積極的に管路工事や浄化槽設置工事に取り組むことで整備率も向上し、トイレの水洗化等による生活環境基盤の充実も図られており、予定通り進んでいる。 以上から、突発的な要因により目標達成に少し遅れが生じているものもあるが、基本計画全体で見れば、概ね目標通りの状況にあり、予定どおり進んでいると評価する。

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因
《指標73:給水原価の高い小規模浄水場の休廃止》 【成果】 ①久美浜簡易水道統合事業の神谷浄水場の稼働により1浄水場が休止でき、経費の縮減に繋がった。 【その要因】 ①事業計画を着実に遂行したこと。 《指標74:老朽管の延長》 【成果】 ①弥栄町及び久美浜町で実施した老朽管布設替事業により老朽管延長が減り、漏水原因を縮小する事ができ、安定給水に繋がった。 【その要因】 ①実施計画を着実に遂行したこと。 《指標75:有収率》 【成果】 ①管路布設替え及び修繕により実施したが、目標値を下回った。 【その要因】 ①平成28年1月末の予期せぬ規模の寒波による水道管破裂により、大規模漏水が発生したため。 《指標76:水洗化普及率(整備率)》 【成果】 ①公共下水道事業の実施により下水道整備区域が拡大し、トイレの水洗化等、生活環境基盤の充実が図られた。 ②浄化槽整備事業の実施により浄化槽整備区域が拡大し、トイレの水洗化等、生活環境基盤の充実が図られた。 【その要因】 ①国庫補助金を活用し、水洗化意識の高い区域からの工事実施による効果的な整備促進を図ったこと。 ②国庫補助金を活用し、水洗化意識の高い方への工事実施による効果的な整備促進を図ったこと。
施策方針(めざす姿)の達成に向けての課題と今後の対策
《指標73:給水原価の高い小規模浄水場の休廃止》 【課題】 ①－ 【今後の対応】 ①京丹後市水道事業経営計画に基づき、必要な財源を確保し、給水区域の変更による浄水場の休廃止を実施していく。 《指標74:老朽管の延長》 【課題】 ①－ 【今後の対応】 ①財源を確保し、単独での布設替の他、事業の効率化を図るため、府道関連事業での支障管路布設替も合わせて実施していく。 《指標75:有収率》 【課題】 ①漏れの早急な原因特定。 【今後の対応】 ①財源を確保し、漏水箇所の特定と早期復旧を図るとともに、個人宅への漏水確認の依頼(広報)。 《指標76:水洗化普及率(整備率)》 【課題】 ①下水道整備は多額の費用を要するため、国庫補助金の確保。 ②浄化槽整備は多額の費用を要するため、国庫補助金の確保。 【今後の対応】 ①国庫補助金の更なる活用、市民の水洗化意識の向上や建設コストの縮減も図りながら整備を進める。 ②国庫補助金の更なる活用、市民の水洗化意識の向上を図りながら整備を進める。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 5）

計画項目 （施策）	生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進 ＜高齢者福祉＞	所管部局 健康長寿福祉部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。	
	2 施策の進捗状況について 施策全体としておおむね進捗していると進捗していると判断する。ただし、一部の事業について、進捗状況を判断するための情報が不足しており、進捗状況の議論が十分できなかった部分もある。	
	3 施策展開について より効果的な施策展開に向け、福祉人材の確保につながるよう、活用しやすい奨学金制度などを検討してはどうか。若者の U ターン、地域に定着する人材の確保という福祉の施策以外の効果も期待される。	
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について 後期高齢者が増加する中で、支援を必要とされている方に手厚い支援が行えるよう、財源の効率的な配分に努められたい。	

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

第2次総合計画

基本方針(政策)	7	支え合い、助け合う福祉のまちづくりを推進します
計画項目(施策)	22	生きがいをもって暮らし続けられる高齢者福祉の推進
＜施策分野＞		＜高齢者福祉＞

所管部局	所管部局長の氏名
健康長寿福祉部	岸本 繁之

1. 総合計画で掲げている目的など PLAN

施策の目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域社会全体で支え合う体制の整備を進めます。また、高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせる健康長寿のまちをめざします。
施策方針(めざす姿)	高齢者の安心で自立した生活を支援するため、保健、医療、介護、地域住民等の連携による地域包括ケアの構築を図ります。 また、高齢者のもつ多様な能力を地域に還元できるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりを進めるとともに、生涯にわたり現役生活を実践し、いつまでも心身ともに元気な人生を過ごす生涯現役社会をめざします。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
第5期京丹後市高齢者保健福祉計画	社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定 ※ 老人福祉法第20条の8に規定する計画で、市町村老人福祉計画として策定。また、介護保険法第117条の規定に基づき策定される介護保険事業計画と一体的に策定	平成24年3月	平成24年度～平成26年度	
第6期京丹後市高齢者保健福祉計画	本市がめざすべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにするもの(老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定)	平成27年3月	平成27年度～平成29年度	
京丹後市健康増進計画	市民・関係団体・行政が一体となって、健康づくりに取り組むため策定 ※ 計画の中間年にあたる平成23 年度に、目標の達成状況の中間評価と見直しを実施。	平成19年3月	平成19年度～平成28年度	平成24年3月(中間評価・見直し)

PLAN DO CHECK ACT

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧 ※各事業の評価・課題については、別紙決算附属資料参照

行政の主な取組 ↓		決算額(単位:千円)			事務の改善
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性
① 介護保険・地域支援事業の推進 ○ 高齢者が介護を必要とする状況になっても、地域で自立した生活が継続できるよう、在宅サービスの提供を進めます。 ○ 高齢者一人ひとりに応じた効果的な介護予防や生活支援事業の実施に引き続き努めます。 ○ 施設サービスについては、入所待機者の状況や保険料負担の影響を検討しながら、在宅サービスとの連携により適正なサービス提供が可能となるよう努めます。					
1 福祉有償運送運営助成事業	長寿福祉課	14,183	16,168	17,167	改善・効率化
福祉有償運送の実施を支援することにより、在宅の高齢者や障害者が住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活を営めるよう支援し、地域福祉の向上を図る。					
2 老人日常生活用具給付等事業	長寿福祉課	4	-	89	終了・廃止
要介護老人及びひとり暮らし老人等に対し、電磁調理器等の日常生活用具を給付又は貸与し、福祉の向上を図る。					
3 介護サービス利用負担軽減事業	長寿福祉課	16,703	16,687	18,500	現状維持
介護保険サービス利用負担額の軽減を行う社会福祉法人等に対し、助成金を交付し、利用者負担軽減制度の円滑な実施を支援することで、高齢者福祉の増進を図る。					
4 老人福祉施設建設資金借入金償還補助金	長寿福祉課	35,338	34,141	31,433	現状維持
社会福祉法人の施設整備に係る借入金の償還の一部を補助し、法人経営の安定と老人福祉施設の充実を図る。					
5 介護予防安心住まい推進事業	長寿福祉課	11	-	800	終了・廃止
要介護状態となる恐れの高い高齢者等の住宅改修費の一部を補助することにより、生活機能の維持向上及び転倒事故防止を図る。					
6 高齢者福祉施設整備事業	長寿福祉課	-	92,786	11,178	終了・廃止
宇川診療所の2階部分を地域密着型特別養護老人ホームとして運営するため、2階部分の建物購入、施設整備及び開設準備経費の助成を行い、円滑な施設整備を進める。					
7 二次予防事業対象者把握事業	長寿福祉課	1,848	482	625	統合(整理)
生活機能が低下し要支援・要介護状態になるおそれのある65歳以上の高齢者(二次予防事業対象者)を早期に把握し、効果的な介護予防サービスを講じる。					
8 通所型介護予防事業	長寿福祉課	19,576	18,933	39,531	統合(整理)
通所による生活機能の向上や心身機能の改善のための介護予防プログラムを実施し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止する。					
9 訪問型介護予防事業	長寿福祉課	5,827	5,971	2,385	統合(整理)
生活機能の向上や心身機能の改善のための訪問指導を実施することにより、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止する。					
10 福祉用具・住宅改修支援事業	長寿福祉課	8	8	20	現状維持
住宅改修費の支給申請に係る「住宅改修理由書」を作成した居宅介護支援事業所等に対して、					

謝金を支払うことで、住宅改修事業を支援する。						
11	地域自立生活支援事業	長寿福祉課	46,897	48,887	46,347	現状維持
生活支援サービスを提供することで、高齢者及び障害者が住み慣れた地域社会の中で、引き続き自立した生活を継続していくことを支援し、高齢者等の福祉の向上を図る。						
12	網野通所介護事業（網野通所介護事業所一般経費を含む）	長寿福祉課	46,258	47,132	51,888	終了・廃止
介護保険で要支援又は要介護に認定された高齢者に必要な介助や機能訓練等を行い、利用者の心身機能の維持・向上や社会的孤立感の解消、家族の介護負担の軽減を図る。						
13	老人保健施設介護サービス事業（老人保健施設一般経費等を含む）	長寿福祉課	554,770	472,498	509,035	改善・効率化
介護を必要とする高齢者にリハビリを中心とした医療サービスと日常生活の介護サービスを提供することによって、家庭復帰の促進を図るとともに、在宅支援を行う。						
② 地域包括ケア体制の構築 ○ 地域包括支援センターを中心に、高齢者と家族への相談や支援、権利擁護、ケアマネジャーへの支援等を行い、保健・医療・福祉が連携した包括的・継続的な地域ケア体制を構築します。						
14	老人保護措置事業	長寿福祉課	140,358	140,080	150,884	現状維持
概ね65歳以上で、家族や住居の状況や経済的理由等により、居宅生活の継続が困難な方を養護老人ホームに入所措置し、生きがいのある健康で安らかな生活を確保する。						
15	生活管理指導事業	長寿福祉課	8	38	87	現状維持
生活習慣の欠如など社会生活の適応が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等で、短期間の宿泊を通じて日常生活の指導及び支援を行い、自立した生活の助長を図る。						
16	地域包括支援センター事業	長寿福祉課	99,722	109,647	83,841	改善・効率化
地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うセンターの運営を通じ、地域福祉の増進を包括的に支援する。						
17	家族介護支援事業	長寿福祉課	5,958	5,064	6,140	現状維持
在宅でおおむね65歳以上の高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減並びに心身の回復を支援し、在宅福祉の向上を図る。						
18	成年後見制度利用支援事業	長寿福祉課	251	144	1,797	現状維持
認知症等の理由で判断能力が低下し、成年後見制度の利用が必要な方への申立て支援や助成を行い、高齢者の権利・財産を保全する。						
19	地域包括ケア推進事業	長寿福祉課	2,796	1,512	3,917	現状維持
可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する。						
20	介護予防支援事業	長寿福祉課	21,198	27,953	36,714	統合（整理）
要支援1又は2と判定された方に対して、要介護状態への移行予防の観点から、介護予防ケアマネジメントを行う。						
③ 高齢者への自主的活動の支援、学習機会の提供 ○ 地域で生きがいづくりや健康づくりに取り組む高齢者の仲間づくりを支援します。 ○ 趣味や教養講座、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動等に高齢者が気軽に参加できる環境づくりを進めます。						
21	老人クラブ活性化支援事業	長寿福祉課	8,347	8,144	8,431	現状維持
老人クラブの活動に対して補助を行うことにより、老人クラブの育成、高齢者の生きがいづくり及び健康づくりを図り、健康長寿のまちづくりを推進する。						
22	網野高齢者すこやかセンター施設管理事業	長寿福祉課	8,662	7,131	7,853	現状維持
サークル活動などの会場及び入浴施設を提供し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。						
23	指定管理施設運営事業	長寿福祉課	11,007	10,428	10,835	現状維持
指定管理者の創意工夫に基づいた高齢者拠点施設を管理運営することにより利用者に質の高い多様なサービスを提供し、もって高齢者福祉の増進を図る。						
24	シルバー人材センター運営助成事業	長寿福祉課	23,100	23,100	23,100	縮小
高齢者が長年にわたり培ってきた知識や技能を活かした就業機会の提供と、ボランティア活動などの社会参加を通じ、健康で生きがいのある生活と福祉の向上を目指す。						
25	介護予防普及啓発事業	長寿福祉課	1,230	1,445	1,462	現状維持
介護予防講演会の開催や高齢者が集う場所等での介護予防のための情報提供等を行い、介護予防知識の普及・啓発を図る。						
26	地域介護予防活動支援事業	長寿福祉課	130	537	1,239	統合（整理）
介護予防に関わるボランティア等の人材や地域活動組織の育成・支援等を実施し、地域における介護予防活動を促進する。						
④ 生涯現役推進事業（仮称）の推進 ○ 誰もが健康感が良好な状態で、自立した生活を送りながら、いきいきと活動し、長寿による豊かさを実感することができる社会をめざします。						
27	敬老祝い事業	長寿福祉課	25,692	25,198	27,264	改善・効率化
敬老会事業に対し補助金を交付するとともに、喜寿及び100歳以上の各対象者に対し祝い品を贈呈し、高齢者の長寿を祝い、長年にわたる社会貢献に感謝の意を表する。						
28	健康大長寿多世代交流事業【再編交付金活用事業】【取組⑤にも該当】	長寿福祉課	2,626	2,846	-	終了・廃止
フォーラムなどの実施により、老いや長寿の中にこそある喜びや宝をもっと発見し、長寿をますます喜び、感謝することができる機運・環境づくりを推進する。						
29	高齢者安心生活支援事業	健康推進課	852	1,109	1,149	現状維持
市域中心部から離れ、交通の利便も悪く、医療機関からも遠方にある地域等において、保健師等による訪問指導を実施し心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図る。						
30	生涯現役社会推進検討経費	長寿福祉課	-	189	-	終了・廃止
生涯現役社会づくり推進に係る条例の整備及び運用方針の策定について、市民及び有識者等を含めた検討委員会を設置し、生涯現役社会づくりの推進について検討を行う。						

⑤ 百寿者調査の実施 ○ 100歳以上のかたの調査を行い分析することで、地域の長寿者の状況や特徴、長寿の秘けつを学び健康長寿社会の実現を図ります。						
31	健康大長寿多世代交流事業【再編交付金活用事業】【再掲】【取組④にも該当】長寿福祉課					
	フォーラムなどの実施により、老いや長寿の中にこそある喜びや宝をもっと発見し、長寿をますます喜び、感謝することができる機運・環境づくりを推進する。	2,626	2,846	-		終了・廃止
上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業						
32	高齢者福祉一般経費	長寿福祉課				
	高齢者福祉施設の維持管理及び事務事業を円滑に実施する。	549	1,099	554		現状維持
	計	1,093,909	1,119,357	1,094,265		

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割	
市民等の役割	① 高齢者自身が積極的に社会参加することで、介護予防や認知症予防につなげます。 ② 高齢者自身が社会を支え、社会の活力を生み出すという意識を持ちます。

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

施策方針(めざす姿)	高齢者の安心で自立した生活を支援するため、保健、医療、介護、地域住民等の連携による地域包括ケアの構築を図ります。 また、高齢者のもつ多様な能力を地域に還元できるよう、高齢者の社会参加や生きがいづくりを進めるとともに、生涯にわたり現役生活を実践し、いつまでも心身ともに元気な人生を過ごす生涯現役社会をめざします。										
めざす目標値	指標名		単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値			
				年度		年度		年度		年度	
	75歳以上人口に占める要介護認定者の割合	指標86	%	22.6	H26	24.1	H27	22.8	H27	24.8	H36
	介護保険地域密着型サービス事業所数	指標87	か所	20	H26	23	H27	21	H27	25	H36
	認知症サポーターの数(養成講座受講者の累計)	指標88	人	6562	H26	8,979	H27	7000	H27	1500	H36
	シルバー人材センター会員数	指標89	人	821	H26	758	H27	830	H27	900	H36

4. 施策の進捗状況の評価〔施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか〕

CHECK

進捗状況区分	評価	理由
◎ 予定以上に進んでいる	○	《指標86:75歳以上人口に占める要介護認定者の割合》 割合は高まったものの後期高齢者の要介護認定の増加割合を抑えるために介護予防事業を行なった。また、介護予防と生活支援の取り組みを広げるため、介護予防体操の普及のため3地区をモデル地区として事業を行うなど、介護予防の取り組みと介護予防・日常生活支援総合事業を予定通り進めている。 《指標87:介護保険地域密着型サービス事業所数》 3か年計画に基づき、高齢者が介護を必要とする状況になっても、地域で自立した生活が継続できるよう必要なサービス量に対して施設整備を行い事業を予定通り進めている。 《指標88:認知症サポーターの数(養成講座受講者の累計)》 認知症に対する理解を深め支援者の増加を図るため、予定以上に講座を開催したことから、認知症サポーターの養成が、予定以上に進んでいる。 《指標89:シルバー人材センター会員数》 高齢者の社会参加、地域での生きがいづくりなどを推進するため、シルバー人材センターが会員増加の取り組みを行ったが、高齢化が進み、病気や家族の介護などで退会される方が増えていること等の要因により、目標を達成できず、少し遅れている。 以上から、基本計画全体でみれば、法人の動きも踏まえて予定通りに進んでいると評価する。
○ 予定どおり進んでいる		
▲ 少し遅れている		
×		
大幅に遅れている		

5. 施策方針(めざす姿)に対する成果と要因、課題と今後の対応

CHECK

ACT

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因

《指標86:75歳以上人口に占める要介護認定者の割合》

【成果】

①割合は高まったものの後期高齢者の要介護認定の増加割合を抑えるために介護予防事業を行なった。また、介護予防と生活支援の取り組みを広げるため、介護予防体操の普及のため3地区をモデル地区として事業を行うなど、介護予防の取り組みと介護予防・日常生活支援総合事業を平成28年度から行う準備を行った。

【その要因】

①ー

《指標87:介護保険地域密着型サービス事業所数》

【成果】

①3か年計画に基づき、高齢者が介護を必要とする状況になっても、地域で自立した生活が継続できるよう必要なサービス量に対して施設整備を行った。

【その要因】

①府の補助金を活用し、事業者と連携して取り組んだこと。

《指標88:認知症サポーターの数(養成講座受講者の累計)》

【成果】

①認知症サポーターの数が順調に増え、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会基盤の構築に寄与することができた。

【その要因】

①認知症に対する理解を深め支援者の増加を図るため予定以上に講座を開催したこと。

《指標89:シルバー人材センター会員数》

【成果】

①高齢者の社会参加、地域での生きがいがいづくりなどを推進するため、シルバー人材センターが会員増加の取り組みを行ったが目標を達成できなかった。

【その要因】

①高齢化が進み、病気や家族の介護などで退会される方が増えていること。

施策方針(めざす姿)の達成に向けての課題と今後の対策

《指標86:75歳以上人口に占める要介護認定者の割合》

【課題】

①介護予防事業は元気なうちから取り組むことが効果があることから、普及啓発を図り元気なうちから継続して取り組むこと。

【今後の対応】

①平成28年度から取り組む介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みを進め、後期高齢者の要介護認定者の増加割合を抑えていく予定。

《指標87:介護保険地域密着型サービス事業所数》

【課題】

①今後も計画的に必要なサービスを提供するための介護人材の確保と経営の安定。

【今後の対応】

①引き続き、特養とデイサービスの償還金助成や新たな支援策の検討を行う。

《指標88:認知症サポーターの数(養成講座受講者の累計)》

【課題】

①講座の講師となるキャラバンメイトの育成。

【今後の対応】

①今後はキャラバンメイト育成のための講座を開催する予定。

《指標89:シルバー人材センター会員数》

【課題】

①新規会員の獲得とともに事業の創出、技能の向上等の多様な就業ニーズに応えていく取り組み。

【今後の対応】

①今後も会員増強と技能向上の取り組みを行っていく予定。

外部評価結果（京丹後市行政評価委員会 施策評価 6）

計画項目 （施策）	コミュニティ活動の充実による地域活性化 ＜地域振興＞	所管部局 企画総務部・市民部
行政評価の視点	1 施策目的について 施策方針については、おおむね妥当であると判断する。	
	2 施策の進捗状況について 施策の進捗状況については、順調に進捗していると判断する。	
	3 施策展開について 施策展開については、おおむね妥当と判断する。ただし、事業を進める上では、次の点に留意し、施策の展開を図っていただきたい。 （１）個別の事業が施策方針や目的に対して、どのような役割を果たしているのか、どのような成果に結びついているのかについて、検証を行う必要がある。また、その検討内容について、スピード感を持って事業に反映されるよう努められたい。 （２）今後、自治組織の見直しを検討する場合においては、市民と行政が議論を交わし、しっかりと対話しながら進めて頂きたい。	
歳出抑制の視点	4 歳出抑制について 事業の整理統合を図り、事務事業の効率を高めることにより、歳出抑制につながるよう努められたい。	

施策評価・進捗管理調書(内部評価結果)

第2次総合計画

基本方針(政策)	8	参加と協働でいきいきと活躍できる環境を築きます
計画項目(施策)	26	コミュニティ活動の充実による地域活性化
＜施策分野＞		＜地域振興＞

所管部局	所管部局長の氏名
企画総務部	木村 嘉充
市民部	藤村 信行

1. 総合計画で掲げている目的など PLAN

施策の目的	地域の健全な発展とコミュニティ活動の充実を図り、市民と行政の協働による自治活動の活性化を図ります。
施策方針(めざす姿)	市民が自主的かつ主体的に行う自治活動を尊重し、支援することで、コミュニティとの連携・強化、活動の充実により、地域活性化を図ります。

【参考】施策に関連する個別計画

計画名称	計画概要	策定年月	計画期間	備考
京丹後市市民と行政の協働推進指針	市政参画の推進、多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供などに取り組むため、市民と行政の協働の方向性を定めるもの。	平成18年2月	平成17年度～	平成27年3月改訂

2. 行政の主な取組と構成事務事業とその事業の目的一覧 PLAN DO ※各事業の評価・課題については、別紙決算附属資料参照 CHECK ACT

行政の主な取組 ↓		決算額(単位:千円)			事務の改善	
		H26決算額	H27決算額	H28予算額	評価を踏まえた今後の方向性	
事務事業名称・事業内容(実績)		担当課				
① コミュニティ活動への支援						
○ 市民が住み慣れた地域に安全で安心して暮らせるよう、自治会活動、防犯・防災活動、高齢者福祉、子育て支援、コミュニティビジネスの立上げなど、さまざまな地域コミュニティ活動を支援します。						
○ 地域と市との協働を推進するため、各町区長連絡協議会の活動を支援します。						
○ 地域にぎわい創り推進員や水と緑の里づくり支援員等の人的支援とともに、自治機能の維持と地域資源を活かしたコミュニティビジネス等の創設支援により、地域活性化を図ります。						
○ 地域自らが考え、実行するまちづくりを推進するため、「地域まちづくり計画」の策定支援と事業実施支援を充実します。						
1	京丹後ふるさと応援団運営事業	企画政策課				
京丹後市に愛着のある京丹後市出身者や第二の“ふるさと”として興味・関心を持つ方が参加する京丹後ふるさと応援団を運営し、交流人口の増加及び定住の促進を図る。			1,205	1,773	3,938	改善・効率化
2	自治組織活動支援事業	市民協働課				
自治会活動の活性化の支援及び市と地域との協働を推進し、住みよい地域社会を実現する。			129,392	129,859	130,008	統合(整理)
3	水と緑の里活性化事業	市民協働課				
人口減少や高齢化等により自治機能が低下しつつある小規模高齢化集落で、最低限の自治機能を維持し、主体的な集落自治と地域の発展に資する。			1,474	1,391	1,802	統合(整理)
4	地域まちづくり計画策定事業補助金	市民協働課				
地域の将来に関する目標、方針、施策、実施計画等を定める「地域まちづくり計画」の策定に取り組む地区等を支援し、地域の健全な発展と自治の振興を図る。			286	340	600	現状維持
5	自治宝くじコミュニティ助成金	市民協働課				
一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業を活用して、地域コミュニティ活動への支援を行い、地域コミュニティ活動の充実と強化を図る。			5,000	2,500	-	現状維持
6	地域にぎわい創出事業	市民協働課				
各市民局に「地域にぎわい創り推進員」2人を設置し、地域ににぎわいを創出し良好な地域社会の形成及び振興を図る。			22,198	23,313	27,671	現状維持
7	市民力活性化推進プロジェクト事業補助金【再掲】【施策23[市民協働]にも該当】	市民協働課				
地域の活力の向上や課題解決に向けた取組を行う団体の活動支援を行い、市民、団体及び行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図る。			2,339	2,489	2,500	改善・効率化
8	市民協働のまちづくり事業補助金【再掲】【施策23[市民協働]にも該当】	市民協働課				
地区等が行う地区所有施設の整備や村おこし・地域づくりなどに要する経費に対して補助金を交付し、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図る。			15,990	15,997	16,000	現状維持
9	コミュニティビジネス応援事業【再掲】【施策23[市民協働]にも該当】	市民協働課				
地域の活力の向上や課題解決に向けた取組を行う団体の活動支援を行い、市民、団体及び行政の適切な役割分担と連携による地域の持続的な発展を図る。			8,058	20,804	10,242	改善・効率化

② コミュニティ活動環境の充実									
○ 地元区の利用が主である市所有集会施設の地元移譲により有効活用を図ります。また、拠点となるコミュニティ施設の整備・改修を支援します。									
10	地域集会施設整備費補助金	市民協働課							
	活動の拠点となる地区所有集会施設の整備に対して補助金を交付し、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図る。		32,306	54,857	42,643				現状維持
11	まちづくり委員会運営事業	市民協働課							
	まちづくり委員会を設置し、市長の諮問等について調査・審議し答申するとともにまちづくりについて提言を行い、市民の市政参画と協働によるまちづくりを推進する。		218	412	169				現状維持
12	集会施設管理事業	市民協働課							
	地域の活動の拠点となる市所有集会施設の管理を行い、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図る。		188	10,173	-				縮小
13	指定管理施設運営事業	市民協働課							
	地域の活動の拠点となる市所有集会施設について、地区等を指定管理者に指定して管理運営を行い、地域コミュニティ活動の充実及び強化を図る。		14,747	14,360	13,003				縮小
14	指定管理施設大規模改修事業	市民協働課							
	地区等を指定管理者に指定して管理運営している市所有集会施設の改修工事を行い、地域コミュニティ活動の活性化を図る。		1,154	11,783	-				現状維持
15	ふれあい広場設置事業補助金【再編交付金活用事業】	市民協働課							
	地域住民等の生活の安定及び福祉の向上を図るため、丹後町袖志地区が実施するふれあい広場設置事業に対し補助金を交付し支援する。		3,861	9,910	-				終了・廃止
16	親子ふれあい広場整備事業補助金	市民協働課							
	地域住民等の生活の安定及び福祉の向上を図るため、丹後町袖志地区が実施する親子ふれあい広場整備事業に対し補助金を交付し支援する。		-	2,650	7,417				終了・廃止
17	区民交流広場整備事業補助金	市民協働課							
	地域住民等の生活の安定及び福祉の向上を図るため、丹後町袖志地区が実施する区民交流広場整備事業に対し補助金を交付し支援する。		-	4,700	9,691				終了・廃止
18	久美浜公会堂等管理事業	久美浜市民局							
	久美浜公会堂及び浜公園(屋外トイレ含む)の適正な管理を行い、市民及び地域福祉の増進と地域文化の向上を図る。		1,834	563	579				現状維持
上記の「行政の主な取組」への位置付けが困難な事業									
19	地域少子化対策・婚活支援事業	企画政策課							
	京丹後市の独身者を対象にした婚活支援事業を実施することで、本市の少子化及び未婚化の進行を防止し、人口減少の緩和を図る。		783	3,333	2,292				現状維持
20	ふるさと応援寄附金推進事業	企画政策課							
	クレジット決済の導入及びお礼品贈呈の開始により、ふるさと寄附を通じて京丹後市を一層応援してもらい、自主財源の増加及び本市特産品等のPR・販路開拓を図る。		-	135,193	125,320				拡大
計			241,033	446,400	393,875				

【参考】総合計画で掲げている市民等の役割

市民等の役割	①「地域まちづくり計画」を策定し、それぞれの地域の振興を図るために、自ら取り組む活動方針、活動計画等をつくり、その実現に努めます。
--------	---

3. 総合計画で掲げている施策方針(めざす姿)とめざす目標値

施策方針(めざす姿)	市民が自主的かつ主体的に行う自治活動を尊重し、支援することで、コミュニティとの連携・強化、活動の充実により、地域活性化を図ります。									
めざす目標値	指標名		単位	計画作成時		実績値(現状)		目標値		
				年度		年度		年度		年度
	地域まちづくり計画の策定件数	指標99	件	23	H26	26	H27	26	H27	80 H36
	市所有地区集会施設の移譲件数	指標100	件	6	H26	68	H27	71	H27	76 H36

4. 施策の進捗状況の評価[施策方針(めざす姿)の達成に向け、施策がどの程度進捗しているか]

CHECK

進捗状況区分		評価	理 由
◎ 予定以上に進んでいる	○	○	《指標99:地域まちづくり計画の策定件数》 地域まちづくり計画は、市内の100地区が策定しており、各地域の中長期的な計画の策定を進めることで、地域ビジョンが示され地域の自立的、主体的なまちづくりの推進が図れた状況であり、予定通り進んでいる。 《指標100:市所有地区集会施設の移譲件数》 市所有の集会施設を地元自治会に無償譲渡することで、実情にあった地元自治会での管理や更なる地域の活性化が図られ、地域振興と住民福祉の向上に至っており、予定通り進んでいる。 以上のことから、地域の健全な発展と自治振興への助成支援を行うことで、それぞれの自治組織機能を強化することができた状況にあり、予定通り進んでいると評価する。
○ 予定どおり進んでいる			
▲ 少し遅れている			
× 大幅に遅れている			

施策方針(めざす姿)に対する主な成果とその要因
《指標99:地域まちづくり計画の策定件数》 【成果】 ①地域にぎわい創り推進員による支援活動を通し、計画策定の推進が図れ、策定により地域ビジョンが示され地域の自立的、主体的なまちづくりの推進が図れた。 【その要因】 ①計画を策定した地域については、地域の中長期的な計画を策定することの必要性を認識してもらうよう働きかけたこと。 《指標100:市所有地区集会施設の移譲件数》 【成果】 ①集会施設を地元自治会に無償譲渡し、地元自治会の所有管理のもとでさらなる地域の活性化が図られ、地域の振興と住民の福祉の向上及び安定化に寄与した。 【その要因】 ①譲渡年度の1年前から町単位で地域への説明を行い理解を求め、必要に応じ個別地区への説明も行ったこと。 ※自治会への集会施設譲渡については、平成28年4月譲渡により、概ね実施できており、H30年4月譲渡予定の2施設を残すだけとなっている。 (73(施設数)－68(H28譲渡)－3(地区不用施設)= 2(H30譲渡予定施設))
施策方針(めざす姿)の達成に向けての課題と今後の対策
《指標99:地域まちづくり計画の策定件数》 【課題】 ①推進員による計画支援をしても地域の代表者の任期が最長で2年のため、代表者の交代により、策定への姿勢が弱まり、策定までに至らない地域も見受けられること。 【今後の対応】 ①策定率の低い町があるため、引き続き、地域にぎわい創り推進員の支援により、地域に対し計画策定のメリットを説明するなど、計画策定を進めていく予定。 《指標100:市所有地区集会施設の移譲件数》 【課題】 ①施設の老朽化による改修対応 【今後の対応】 ①地域の活性化に活用できる共同施設としてさらなる利用の拡大を目指す。

4 資料

京丹後市の外部評価の概要（仕組み）

（１） 外部評価の実施目的

市が実施した施策評価結果の妥当性などを外部の視点から評価することで、市の行った行政評価の客観性と透明性を高めるとともに、簡素で効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めることを目的に外部評価を実施しました。

また、京丹後市では、普通交付税の合併算定替による加算額（合併による特例措置）が、平成２７年度から平成３２年度までの６年間で段階的に削減され、平成３２年度にはその特例分がゼロになり、平成２７年度と比較して約１５．５億円の歳入の減少が見込まれる中、それに合わせた大幅な事業の見直しが必要となってきます。

このような状況から、行政評価の視点からの評価に加え、事業の見直しをするのであればどういった可能性やアイデアが考えられるのかという「歳出抑制」の視点からも提言を行っていただいています。

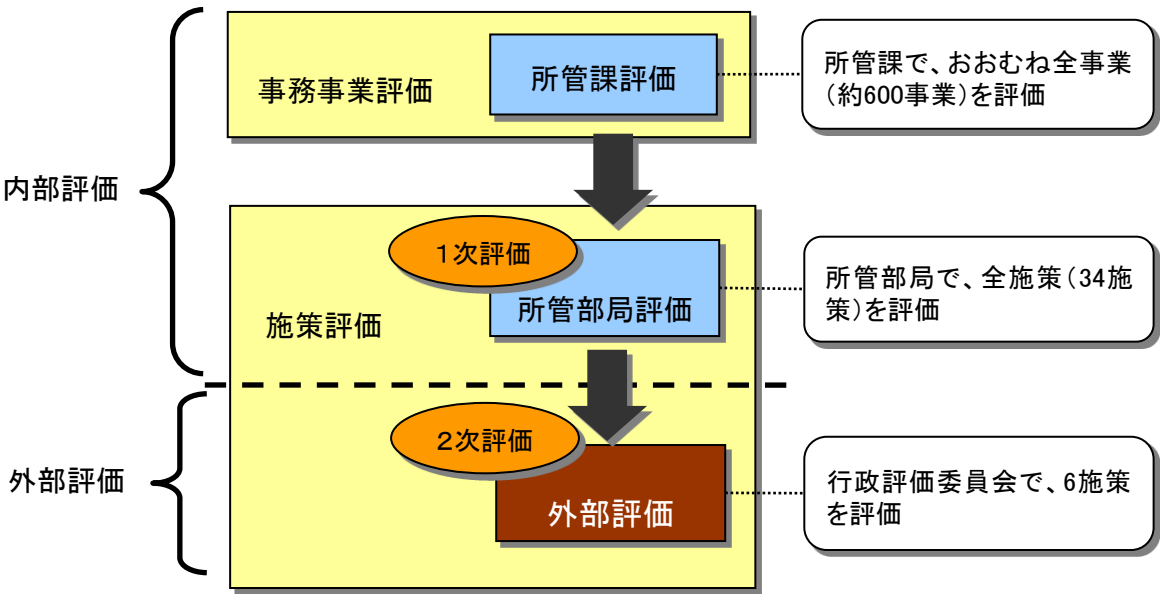
（２） 外部評価の実施方法

外部評価では、内部評価結果に対する評価を実施しました。

まず、内部評価として、平成２７年度に実施した事務事業を対象に所管課による事務事業評価を実施し、その評価結果を踏まえ、所管部局による施策評価（１次評価）を実施し、市として内部評価結果をまとめました。

外部評価では、その内部評価結果に対して、京丹後市行政評価委員会が、所管部局へのヒアリングと、事務事業評価結果（決算附属資料）を参考に評価（２次評価）を実施しました。

なお、本市での外部評価は、平成１９年度及び平成２０年度は事務事業評価を、平成２１年度以降は施策評価を対象に評価しています。



(3) 京丹後市行政評価委員会設置要綱

京丹後市行政評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する行政評価の客観性と透明性を高めるとともに、簡素で効率的な行政運営の推進について外部の意見を求めるため、京丹後市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行い、評価結果を市長に報告すること。
- (2) 行政評価システムの構築及び運用について必要な事項を審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部行財政改革推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。